平成24年10月　昭和49年8月16日 第三種郵便物認可　月刊（1日発行）

建設の安全 10

2012.10
No.487

建設工事の安全衛生講座
屋外アーク溶接作業の粉じんばく露防止対策の強化
－　建災防協進会　－

わが社の安全
コスモスの実施・運用による「小さな改善」の積み重ね
－　近藤建設㈱品質管理統括部 統括部長 竹内　潔　－

安全衛生保護具・機器コーナー
建設現場における「保護めがね」の適切な選択と使用方法について
－　㈱理研オプテック 第一事業部 営業部 次長 馬場　仁賢　－

健康管理コーナー
働く人のメンタルヘルス（その3）
－　横浜労災病院 勤労者メンタルヘルスセンター長 山本　晴義　－

◎第49回全国建設業労働災害防止大会（兵庫大会）10月18日(木)・19日(金)

建設業労働災害防止協会（略称：建災防）
Japan Construction Occupational Safety and Health Association

信頼と実績の理研計器

大好評のポータブルガスモニターシリーズ

ポータブルガスモニター

GX-8000

～各種認証～

- TIIS((公社) 産業安全技術協会)
  防爆検定合格品
- ATEX(欧州防爆機器指令)
  防爆検定合格品
- IECEx(IEC 防爆電気機器規格適合試験)
  合格品
- HK((財) 日本舶用品検定協会)
  原型承認合格品
- MED(舶用機器指令) 適合品
- CE(CE Marking) 適合品

防爆・堅牢構造で

5成分 同時検知可能！

VOL・LEL・O_2・CO・H_2S

理研計器株式会社 本社〒174-8744 東京都板橋区小豆沢2－7－6 TEL (03)3966-1111 (営業本部)
ホームページ http://www.rikenkeiki.co.jp/

RIKEN KEIKI

■ 営業所・出張所
札幌 (011)733-7505／仙台 (022)722-7835／鶴岡 (0235)28-3156／宇都宮 (028) 684-1181／水戸 (029)306-9321／埼玉 (048)548-8711
千葉 (043)214-3565／神奈川 (044)355-8631／厚木 (0463)92-6971／浜松 (053)437-9421／名古屋 (052)411-3636／四日市 (059)333-7221
金沢 (076)226-8247／大阪 (06)6350-5871／神戸 (078)261-3031／水島 (086)446-2702／四国 (0897)37-3775／広島 (082)875-4151
徳山 (0834)27-5121／福岡 (092)691-6372／熊本 (096)373-1230／大分 (097)523-3811

建設業労働災害防止協会　2012 No.487

建設の安全 10

CONTENTS

■表紙のことば
ーカナダ　バンフ国立公園 バンフ大通りー

カナディアンロッキーの麓にある街バンフは、周囲6,641km²もの広大な国立公園の中にある街で山脈南の観光拠点。人口は僅か8,000人。市街地から大きく立ちはだかり壁のように見える山が街のシンボルともいわれるカスケード山。街中ではいたるところにフラワーポールが飾られ、街を美しく演出している。大通の南端にあり花を咲かせる美しい公園が、カスケード・ガーデン。近くにはマリリン・モンロー主演の映画「帰らざる河」の舞台となったことで有名な、ボウ滝がある。

■建設工事の安全衛生講座 —— 2
屋外アーク溶接作業の粉じんばく露防止対策の強化
—屋外アーク溶接作業では呼吸用保護具を装着—
／建設業労働災害防止協進会

■東急建設㈱、㈱愛工大興東北支店、㈱小黒組にコスモス認定証を交付 !! —— 6
／建設業労働安全衛生マネジメントシステム
トータルサービスセンター

■わが社の安全 —— 8
コスモスの実施・運用による「小さな改善」の積み重ね
—建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入、実施・運用—
／近藤建設㈱　品質管理統括部　統括部長
竹内　潔

■建災防協進会　安全衛生保護具・機器コーナー — 20
建設現場における「保護めがね」の適切な選択と使用方法について
／㈱理研オプテック　第一事業部
営業部　次長
馬場　仁賢

■健康管理コーナー —— 24
働く人のメンタルヘルス（その3）
—お酒との上手なつきあい方—
／横浜労災病院
勤労者メンタルヘルスセンター長
山本　晴義

■Q&A —— 26
「全建統一様式の改訂」について

■災害事例に学ぶ —— 28
のり面のコンクリート吹き付け作業中、墜落

■災害統計 —— 32
死亡災害38人増〈24.5%〉死傷災害189人増〈2.5%〉

■建災防からのご案内■
■建設業の安全衛生に係る発明・考案等の作品を募集 —— 14
■建災防新刊図書 —— 16
■来年度の第50回全国建設業労働災害防止大会（新潟大会）研究論文を募集 !! —— 18
■平成24年度講習会のご案内（最新版） — 22
■教育センター平成24年度下半期 講座のご案内 — 23
■「コスモス認定」説明会のご案内 —— 29
■平成24年度埼玉県下一斉パトロールを実施！ — 30
■建災防の活動　本部の動きほか —— 31

TOPICS

編集部

◉全国労働衛生週間（10月1日～7日・厚生労働省主唱）健康で安心して働ける職場環境の形成の促進。

◉高年齢者雇用促進月間（10月1日～・厚生労働省）高年齢者等の雇用環境が深刻化している現状へ的確な対応を図り、将来的には、高年齢者が、健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわりなく働き続けることができる社会の実現を目指す。

◉都市緑化月間（10月1日～・国土交通省ほか）全国統一テーマ『ひろげよう　育てよう　みどりの都市』のもとに、関係諸団体の参加と協力を得て、都市緑化推進のための諸活動を行い、地域住民の緑化意識の高揚を図り、都市の緑化および都市公園等の整備の推進を図る。

◉食生活改善普及月間（10月1日～・厚生労働省）世界有数の長寿国となったわが国では、生活習慣病の発症や進行を防ぐとともに、単なる長寿ではなく健康寿命を延ばすことを目指していく必要があり、そのためには、生活習慣の改善、とりわけ食生活の改善が重要である。平成21年国民健康・栄養調査結果によれば、野菜の摂取量については、成人で平均295g、20歳代では平均242gと「健康日本21」の目標値である350gには及ばず、朝食の欠食とともに未だ改善がみられない状況にある。このため、国民一人ひとりが改めて食生活改善の重要性を認識し、理解を深め、日常生活での実践を促進する。

建設工事の
安全衛生
講座

屋外アーク溶接作業の粉じんばく露防止対策の強化
―屋外アーク溶接作業では呼吸用保護具を装着―

建設業労働災害防止協進会

① はじめに

アーク溶接作業は、じん肺新規有所見労働者の占める割合が高く（図－１）、いまだ粉じんの有害性およびその対策の必要性の認識不足がみられることから、第７次粉じん障害防止総合対策の「重点事項」の一つとして対策が継続されています。

現場の実態を踏まえた検討により、厚生労働省は平成24年２月に「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則」の一部改正を行い、さらなるばく露防止対策の強化がなされています。この改正は、屋外におけるアーク溶接作業と屋外における岩石等の裁断等作業が、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあると認められたことから、屋内で行う場合と同様に「粉じん障害防止規則」および「じん肺法施行規則」の規定が適用される粉じん作業とし、呼吸用保護具の使用を要する作業としたものです。

これにより事業者は、改めて有効な呼吸用保護具の使用徹底の周知、適正な製品の選択、顔へのフィットについての指導などのさらなる取り組みが求められています。

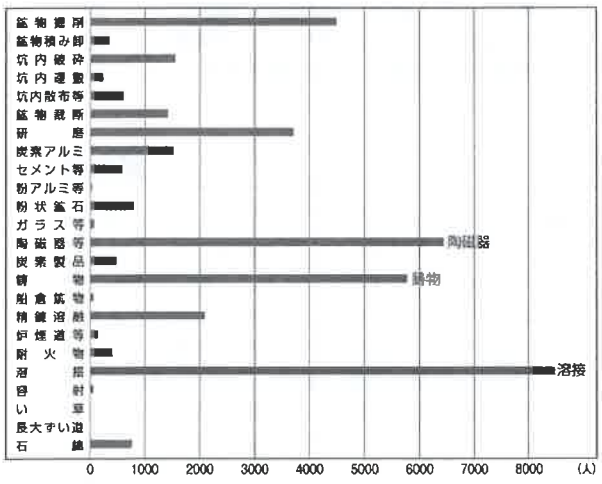

※（社）日本溶接協会／溶接情報センターのQ&A資料より引用

図－１　粉じん作業別のじん肺有所見管理区分決定状況（2004年）

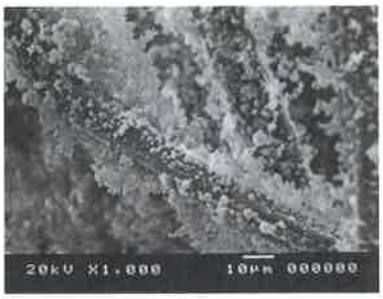

図－２
溶接で発生するヒューム

② 行政が示す「アーク溶接作業」のばく露防止対策について

粉じん作業の基本的なばく露防止対策は、衛生工学的な措置の検討をしたうえで、粉じん濃度の低減が困難な場合において、個人ばく露防止の措置である呼吸用保護具を使用する必要があるとされています。

「アーク溶接作業」や「岩石等の裁断等作業」では、局所排気装置やプッシュプル型換気装置を設置するとともに、防じんマスクや電動ファン付き呼吸用保護具による対策や、これらを組み合わせた対策などが広く行われています。

呼吸用保護具によるばく露防止対策を行う際には、正しいマスクの選定方法や装着指導など、粉じん障害防止総合対策などが示す内容に基づいて取り組むことができます。

粉じん障害防止総合対策（第５次～第７次）

産業現場におけるじん肺などの健康障害を減少させるため、厚生労働省からは、これまで７次にわたって粉じん障害防止総合対策が示されています。アーク溶接作業は、ずい道（トンネル）等の建設工事同様に第５次粉じん障害防止総合対策以降継続して、対策の「重点事項」に掲げられています。

ずい道（トンネル）等の建設工事におけるじん肺の新規有所見者数は、平成19年が５名、平成20年が０名、平成21年が１名、平成22年が０名と、法令※の強化や長期的に継続されている総合対策の取り組みなどが成果として現われています。

一方、アーク溶接作業については、いまだ新規有所見者数が横ばいで推移しているという実態がある

ことから、アーク溶接作業におけるじん肺有所見者の低減がますます望まれているところです。

※粉じん障害防止規則一部改正　2008年3月施行
この改正で、トンネル建設工事におけるコンクリートなどの吹き付け場所における作業や屋内の自動アーク溶接・溶断作業が粉じん作業に追加されました。同時にトンネル建設の工事では、以下の場所における作業で電動ファン付き呼吸用保護具の使用が義務付けられました
- 動力を用いて掘削する場所
- 動力を用いて鉱物等を積み込み、積み卸す場所
- コンクリート等を吹き付ける場所

■ 第5次粉じん障害防止総合対策（重点項目）平成10～14年度
- ○アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- ○トンネル建設工事における粉じん障害防止対策
- ○特定粉じん作業に係る粉じん障害防止対策
- ○離職後の健康管理

▼

■ 第6次粉じん障害防止総合対策（重点項目）平成15～19年度
- ○アーク溶接作業に係る粉じん障害防止対策
- ○金属等研ま作業に係る粉じん障害防止対策
- ○トンネル建設工事における粉じん障害防止対策
- ○離職後の健康管理

▼

■ 第7次粉じん障害防止総合対策（重点項目）平成20～24年度
- ○すい道等建設工事における粉じん障害防止対策
  以下の作業においては電動ファン付き呼吸用保護具を使用すること
  - 動力を用いて鉱物等を掘削する場所における作業
  - 動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業
  - コンクリート等を吹き付ける場所における作業
- ○アーク溶接作業における粉じん障害防止対策
  事業者は、アーク溶接作業は、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識する。当該作業に従事する場合は有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等を周知徹底させるほか、その要旨を記したものを、アーク溶接の作業場の見やすい場所へ掲示する。
- ○金属等の研ま作業粉じん障害防止対策
- ○離職後の健康管理

③ 屋外アーク溶接作業ばく露防止対策の強化

現在推進されている第７次粉じん障害防止総合対策では、厚生労働省が実施する事項の１つとして「各種調査・研究の実施」があり、「個人サンプラーによる粉じん濃度測定方法等についての調査、研究を行い、その成果を踏まえた粉じんばく露低減対策の検討を行うこと」、また「屋外での溶接作業については実態を把握して、それにより必要な検討を行うこと」とされています。

これを受け、中央労働災害防止協会が受託して行われた検討委員会でまとめられた報告（平成21年度屋外のアーク溶接作業等に係る粉じんばく露防止対策等報告書（平成22年３月））では、屋外におけるアーク溶接作業や岩石等の裁断等作業は、屋内で行う場合と同等の粉じんばく露のおそれがあると認められ、平成24年２月７日、厚生労働省より「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令」が公布され、同日、「粉じん障害防止規則及びじん肺法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（基発0207第１号）が通達されました。

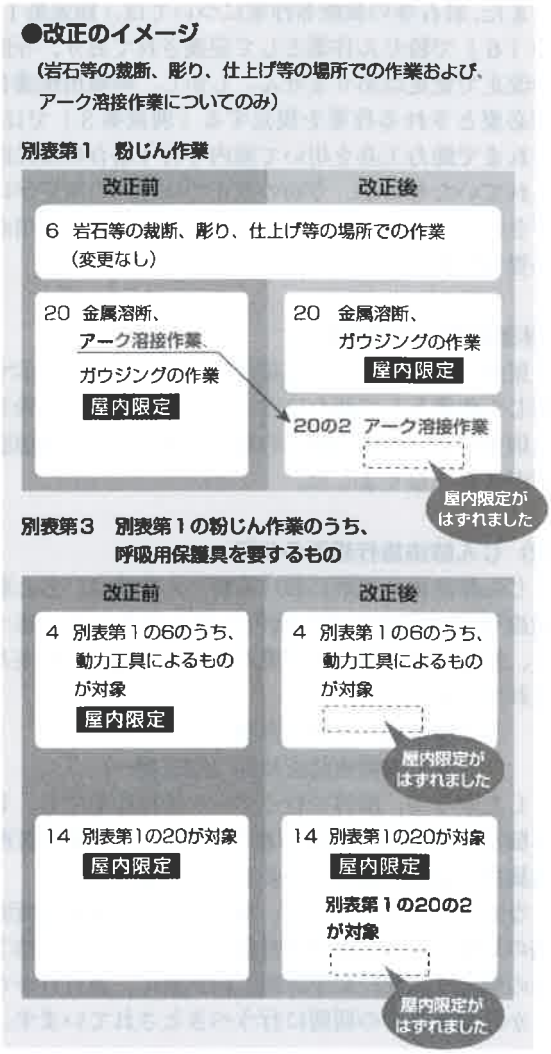

(1) 粉じん障害防止規則の改正

粉じん障害防止規則（以下、「粉じん則」と記載）では、「別表第３」の作業に従事する労働者に対して「有効な呼吸用保護具」を使用させなければならないとしています（第27条）。

アーク溶接作業はこれまで、「別表第１」の「20」の作業に含まれ、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部だけが粉じん作業の対象とされていました。

しかし、今回の改正でアーク溶接作業は「20」からはずれて、新たに「20の２」として、作業場所を限定しない「金属をアーク溶接する作業」として追

加されました。つまり、アーク溶接作業は、屋外で行う場合も粉じん作業として定義されたのです。

そして、呼吸用保護具が必要とされる「別表第３」の「14」の改正が示すように、アーク溶接作業は屋内屋外を問わず呼吸用保護具の使用が必要な作業となったのです。

また、岩石等の裁断等作業については、「別表第１」の「６」で粉じん作業として定義されており、今回の改正で変更はありません。しかし、呼吸用保護具が必要とされる作業を規定する「別表第３」では、これまで動力工具を用いて屋内で行う場合のみに限られていたものが、今回の改正では屋内の限定がはずされて、屋内屋外を問わず呼吸用保護具の使用が必要な作業になりました。

「休憩設備」の適用も

屋外におけるアーク溶接作業は、別表第１が示す粉じん作業として新たに該当することとなり、粉じん則第23条（休憩設備）の規定が適用されて休憩設備が必要になりました。

(2) じん肺法施行規則の改正

じん肺法施行規則における粉じん作業は、じん肺健康管理専門家会議の報告の基本的考え方に基づき、粉じん則の粉じん作業と基本的に同一の作業とされています。

じん肺法施行規則（別表）
＝粉じん障害防止規則（別表第一）

したがって、屋外で行うアーク溶接作業でも、じん肺法に定める「健康診断を実施」し、「健康管理実施状況報告の提出」が必要になりました。

なお、改正省令により、新たにじん肺健康診断実施の対象となる労働者を対象とする、じん肺法第７条の規定「就業時健康診断」の実施は、施行日から３か月程度までの期間に行うべきとされています。

④ 事業者が実施するばく露防止対策

第７次粉じん障害防止総合対策では、アーク溶接作業のばく露防止対策として事業者は、従事する作業者に対して、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識するとともに、有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等の周知徹底を行うことを求めています。

また、作業場ごとに防じんマスクを管理する「保護具着用管理責任者」を指名し、通達「防じんマスクの選択、使用等について」（基発第0207006号　平成17年２月７日　以下、「防じんマスクの通達」）に基づき、適切な選択と着用や取扱方法についての必要な指導を行わせるとともに、マスクの適正な保守管理に当たらせることと示しています。

屋外作業の定義

屋外作業場等とは、労働安全衛生法等において作業環境測定の対象となっている屋内作業場等以外の作業場のことであり、具体的には、屋外作業場（建家の側面の半分以上にわたって壁等の遮へい物が設けられておらず、かつ、ガス・粉じん等が内部に滞留するおそれがない作業場を含む。）の他、船舶の内部、車両の内部、タンクの内部、ピットの内部、坑の内部、ずい道の内部、暗きょ又はマンホールの内部等とする。
屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドラインについて
（基発第0331017号 平成17年３月31日）

抜粋 ■ 粉じん障害防止規則別表第一

改訂前

～中略～

二十　屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、**アーク溶接し**、又はアークを用いてガウジングする作業

（以下省略）

▼

改訂後

～中略～

二十　屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し（**"アーク溶接し"を削除**）、又はアークを用いてガウジングする作業

二十の二　金属をアーク溶接する作業（追加）

（以下省略）

太字（ゴシック）は筆者にて強調

抜粋 ■ 粉じん障害防止規則別表第三

改訂前

～中略～

四　別表第一第六号に掲げる作業のうち、**屋内又は坑内において**、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業

～中略～

十四　別表第一第十九号**及び第二十号**に掲げる作業

（以下省略）

▼

改訂後

～中略～

四　別表第一第六号に掲げる作業のうち、（**"屋内又は坑内において"を削除**）手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする作業

～中略～

十四　別表第…第十九号**から第二十号の二まで**に掲げる作業

（以下省略）

太字（ゴシック）は筆者にて強調

抜粋 ■じん肺法施行規則

第２条（粉じん作業）
法第二条第三号の粉じん作業は、別表に掲げる作業のいずれかに該当するものとする。ただし、粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）第二条第一項第一号ただし書の認定を受けた作業を除く。

（以下省略）

抜粋 ■ 粉じん障害防止規則

粉じん障害防止規則　第六章　保護具（呼吸用保護具の使用）
第27条
事業者は、**別表第3に掲げる作業に労働者を従事させる場合**にあっては、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具（別表第三第五号に掲げる作業に労働者を従事させる場合にあっては、送気マスク又は空気呼吸器に限る。）を使用させなければならない。ただし、粉じんの発生源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置の設置、当該作業に係る粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備の設置等の措置であって、当該作業に係る粉じんの発散を防止するために有効なものを講じたときは、この限りでない。

太字（改正後）は筆者にて強調

■ 第7次粉じん障害防止総合対策
（別添）粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置
（以下、筆者にて要約）

- 事業者は、アーク溶接作業は、じん肺にかかるおそれがある「粉じん作業」であることを認識する。当該作業に従事する場合は**有効な呼吸用保護具を使用する必要があること等を周知徹底させる**ほか、その要旨を記したものを、アーク溶接の作業場の見やすい場所へ掲示する。
- 保護具着用管理責任者の選任
- 呼吸用保護具の適正な選択、使用及び保守管理の推進
  - 呼吸用保護具の適正な選択、使用、顔面への密着性の確認等に関する指導
  - 呼吸用保護具の保守管理及び廃棄
  - 呼吸用保護具のフィルタの交換の基準を定め、フィルタの交換日等を記録する台帳を整備すること等フィルタの交換の管理　など

(1) 呼吸用保護具の「適切な選定」

防じんマスクを選定する場合には、対象となる粉じんの有害性に対し、防じんマスクの型式検定で規定されている区分から適切なものを選ぶよう防じんマスクの通達で示されています。金属ヒュームの発生する溶接作業では粒子捕集効率が95.0％以上（区分２）の性能を持つものを選択します。（表－１）ただし、酸素欠乏環境下や、高濃度の粉じんが発生する作業などでは、送気マスクの選定が必要です。

また、マスクの選定に当たっては、適正な性能区分であることの他に、顔に良く密着する製品であることが求められています。

顔に密着する製品であることの確認方法には、マスクの外側と内側との大気じんを計測し、接顔部などから面体内へのもれこみの有無を「漏れ率」で表すことができる「マスクフィッティングテスター」を活用する方法があります。この定量的な方法であれば、漏れ率の値を根拠に「顔にフィットするマスク選定」の判断が可能となります。

表－１　対象粉じんと選定すべき防じんマスクの区分（通達からの要約）

粉じん等の種類及び作業内容		防じんマスクの性能の区分	
		オイルミスト等が混在しない場合	オイルミスト等が混在する場合
●ダイオキシン類の粉じん（廃棄物の焼却施設に係る作業） ●放射性物質（汚染のおそれがある区域内の作業又は緊急作業）	区分３	RS3、RL3	RL3
●金属のヒューム（溶接ヒュームを含む。） ●管理濃度が0.1mg/m³以下の物質の粉じん	区分２	RS2、RS3、DS2、DS3 RL2、RL3、DL2、DL3	RL2、RL3、 DL2、DL3
上記以外の粉じん作業	区分１	RS1、RS2、RS3 DS1、DS2、DS3 RL1、RL2、RL3 DL1、DL2、DL3	RL1、RL2、 RL3 DL1、DL2、 DL3

(2) 呼吸用保護具の「適切な使用及び保守管理」

マスクの使用の際、特に気をつけなければならない点が、「正しい装着」と「密着性の確認（フィットテスト）」です。呼吸用保護具は、装着者の顔面にマスクの接顔部がしっかりとフィットし、外からの空気が漏れ込まないようにしなければマスクの持つ防護性能を発揮できません。そのために必要なのが作業前のフィットテストです。フィットテストによる密着性の確認を行って初めてマスクの防護性能が有効となり、有害物質のばく露を防ぐことができます。

また、各部に不具合があれば、有害物質の漏れ込みの原因となります。使用する都度、取扱説明書に従い使用前の点検を行うことが重要となります。また、使用後は、適切な保守・点検を行い次の使用に備えます。

(3) 適切な「フィルタの交換」

溶接作業により溶接ヒュームがフィルタに堆積するにつれ、フィルタの目詰まりにより通気抵抗が上昇します。使用限度を超えたフィルタは息苦しくなるばかりでなく、密着性が悪い場合には粉じんの漏れ込みを誘発するためフィルタを適切なタイミングで交換することが重要です。

フィルタを交換すべきタイミングは現場ごと、作業ごとで異なるため適切な基準作りと台帳による記録が保護具着用管理責任者に求められています。

5 おわりに

呼吸用保護具は、その製品選定や装着指導の内容を高めることで、事業所の安全衛生活動を推進し健康障害を防ぐことに繋がるため、単なる着用の徹底にとどまらず、「測定を行って個人の顔に合うマスクを選ぶ」、「きちんとフィットするよう“正しい装着方法”について指導する」など、マスクを使用する現場での取り組みが重要となります。

「電動ファン付き呼吸用保護具など「“面体内の陽圧”がもたらす防護性が高いマスク」を選ぶことも有効です。ファンによる送風により接顔部からの粉じんの漏れ込みを抑える高い防護性と呼吸が楽になる効果がある安全性の高い電動ファンは、近年、多くの現場で採用されています。

マスクの選択、使用に当たりその機能や特長、使用上の注意点等について理解し、正しく使用することで健康障害を防ぐことができます。

選定や保守点検方法、訓練等について不明な点はメーカー等にご相談ください。労働災害減少の一助にして頂けると幸いです。

東急建設㈱、㈱愛工大興東北支店、㈱小黒組にコスモス認定証を交付!!

建設業労働安全衛生マネジメントシステム
トータルサービスセンター
（通称：コスモスセンター）

建災防（会長 錢高一善）は、平成24年8月30日に、東急建設㈱、㈱愛工大興東北支店、㈱小黒組の計3社に対し「コスモス認定証」を交付しました。

今回の認定を含め、認定件数は、79件（62社）となりました。

東急建設㈱は、本年３月に横浜支店が、米軍工事の総合評価で加点評価されるとしてコスモス認定を先行して取得していましたが、今度、社内の体制が整い、本社と全支店を対象とした一括認定を取得しました。同社は、システムの導入に当たり、従来から社員が使い慣れたものをシステムに組み込むことで、システムへの取り組みを容易にしています。

飯塚恒生社長は、「現場では安全第一で作業を行っているが、支店や作業所で取り組みにばらつきがあった。さらに、災害を無くしたいという強い意志で、“安全文化の再生”のスローガンを掲げて、社内を統一した。今後は、コスモスの考えを現場に浸透させ、安全対策もこれまで以上に高いレベルにするようにしたい。」と抱負を語られました。

東急建設㈱飯塚代表取締役社長（左）
建災防　伊藤事務局長（右）

㈱愛工大興東北支店のシステムは、支店の「労働安全衛生マニュアル」を最上位に、各種の「要領書」、「手順書」が作成され、「安全衛生方針」、「安全衛生目標」、「安全衛生計画書」等によりシステムが運用されています。運用にあたっては、工事の目標・計画の実施状況等を「工事システムチェックリスト」を基に、４種類の「状況管理表」を作成して、実施状況の把握を行っています。

佐藤敏之支店長は、「送電線工事が山中で高所という厳しい条件で行われること、また、各作業員の安全に対する考えにバラつきがあることなどから、コスモス認定に踏み切った。さらにこのシステムを廻すことで災害ゼロを目指すこととした。」と語られました。

㈱愛工大興東北支店
佐藤支店長（左）

㈱小黒組は、専門工事業者として初めての認定取得となりました。今回のコスモス認定取得は安全に対する高い意識が求められる中、専門工事業者の立場からも安全対策を強化し、企業として競争力を高めるねらいがあります。

千代田則雄社長は、専門工事業者として認定を取得したことについて、「元請であるゼネコンに当社の安全対策をもっと強くアピールすることが必要であると思い認定に至った。今回の取得により、安全衛生管理活動を強化し、職人を大切にすることで会社も守れると思っている。」さらに、「ゼネコンの指導をベースにしながら安全管理を確立し、職人を教育していきたい。」と抱負を語られました。

㈱小黒組
千代田代表取締役社長（左）

YAMAMOTO

呼吸が楽なマスク

電動ファン付き呼吸用保護具

LIFE SAVER

LS-880

息苦しさやムレのない快適半面マスク

LS-880

定格電圧	DC3.6V(Ni-MH電池)
公称稼働時間	約4.5～8.5時間
初期送風量	45～65L/min
フィルタ性能	PL95(平均実測値DOP粒子に対し98%)

※仕様および外観は、改良のため予告なく変更する事がありますのでご了承ください。

山本光学株式会社 セフティ&レーザー・オプト事業部

http://www.yamamoto-kogaku.co.jp/safety/ E-mail : safety-1@yamamoto-kogaku.co.jp

大阪 /TEL 06-6783-1101 東京 /TEL 03-3834-1876

わが社の安全

コスモスの実施・運用による「小さな改善」の積み重ね

―建設業労働安全衛生マネジメントシステム(COHSMS)の導入、実施・運用―

近藤建設㈱　品質管理統括部
統括部長　竹内　潔

1．はじめに

当社は、昭和36年、埼玉県ふじみ野市（旧上福岡市）に創業以来、**「親戚付合い」**をモットーに、現在では「快適生活応援企業として、地域密着、迅速行動で幸せを建てています」を事業コンセプトに掲げ、埼玉県を中心に、地域の皆様の健康で快適な生活に貢献することを目的として事業を展開しております。

建物のさらなる品質と安心をお届けする努力を続けることはもとより、人と人とのつながりを大切にするための「友の会」の運営によるバスツアー（**写真－1**）、地域密着活動として「夏休み親子木工教室」の開催（**写真－2**）、地域に貢献するための「毎日の上福岡駅前清掃」（**写真－3**）等、様々な活動を通じて、地域の皆様のお役に立つために、日々努力しております。

これら当社が取り組んでいる様々な活動が実を結ぶためには、工事の安全を確保することが最優先すべき課題であるとの思いから、2010年11月から建設業労働安全衛生マネジメントシステムの運用を本格的に開始いたしました。

運用していく中で様々な改善を積み重ねた結果、2012年５月に建設業労働災害防止協会より建設業労働安全衛生マネジメントシステム（以下、コスモスという）の認定証（**別紙－1**）の交付を受けることができました。ここに、当社のコスモス認定証の交付に際し、大変ご協力いただきました関係者の皆様に対して、深く御礼申し上げます。

写真－1
友の会バスツアー

写真－2　夏休み親子木工教室

写真－3　毎日の上福岡駅前清掃

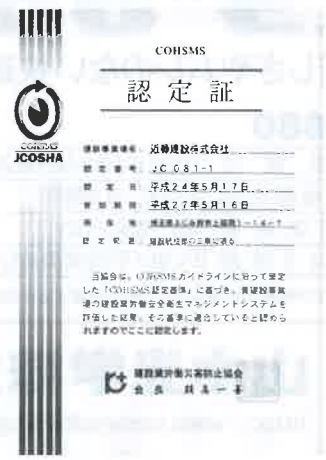
COHSMS
認定証
JCOSHA
JC081-1
平成24年5月17日
平成27年5月16日

別紙－1　コスモス認定証

2．コスモス導入の動機

前述したように、当社の事業コンセプトを実現するためには、工事の安全確保が最優先すべき課題であり、安全衛生方針（別紙－2）の「安全で快適な職場環境の形成」が重要なカギになります。

「作業所の整理・整頓・清掃」、「仮設設備の安全性の確保」をさらに高めることにより、1件でも多くの労働災害の削減に寄与することが建設会社としての努めであり、また、努力した結果として「作業効率の向上」や「作業工程の改善」につながり、ひいては「お客様の大切な資産を守る」ことにつながるという思いから、コスモスの導入を決意いたしました。

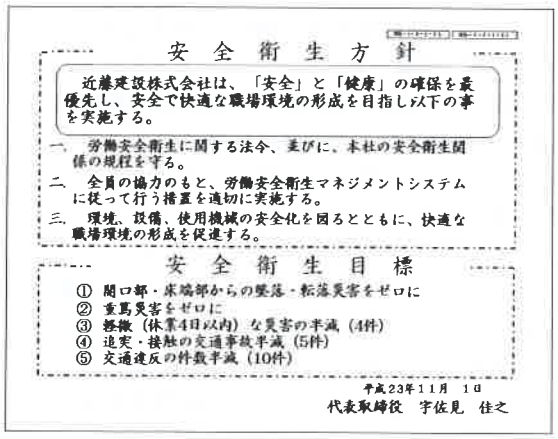

安全衛生方針

近藤建設株式会社は、「安全」と「健康」の確保を最優先し、安全で快適な職場環境の形成を目指し以下の事を実施する。

一、労働安全衛生に関する法令、並びに、本社の安全衛生関係の規程を守る。

二、全員の協力のもと、労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を適切に実施する。

三、環境、設備、使用機械の安全化を図るとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

安全衛生目標

① 開口部・床端部からの墜落・転落災害をゼロに
② 重篤災害をゼロに
③ 休業（休業4日以内）な災害の半減（4件）
④ 追突・接触の交通事故半減（5件）
⑤ 交通違反の件数半減（10件）

平成23年11月 1日
代表取締役 宇佐見 佳之

別紙－2　安全衛生方針

3．コスモスの確立に当たり、留意したこと

コスモス導入を決意し、システムを確立するに当たり特に留意したことは、

(1)「危険性又は有害性の特定をどのように行うか」

(2)「いかに解り易く表現し、かつ運用するか」および「既に実施されていた安全衛生活動を最大限活かし、実施に当たり、負担を極力少なくできるか」

の点でした。

(1)の課題については、危険性又は有害性の特定するに当たり、建設業労働災害防止協会に相談したところ、同協会発行の「建設作業における危険有害要因特定標準モデル」を勧めていただきました。この標準モデルは、標準的な作業手順・危険有害要因・防止対策・優先度・必要資格・関係法令等が的確に記載されているだけではなく、防止対策がイラストで表現されている等、大変参考になる内容となっておりました。

この標準モデルを基に、当社で発生した過去の災害事例を加味することにより、当社の危険有害要因特定標準モデル（別紙－3）をつくることができました。

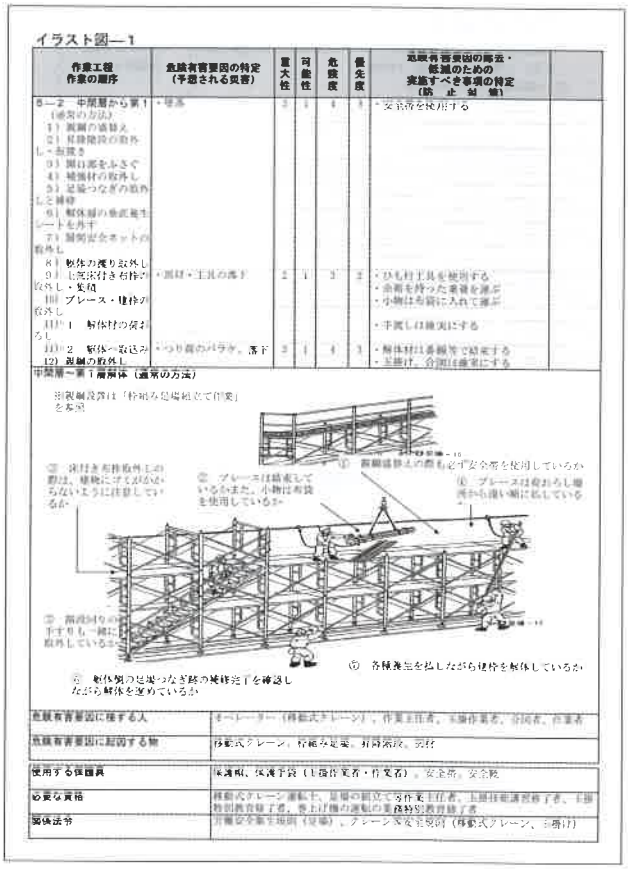

イラスト図―1

作業工程 作業の順序	危険有害要因の特定 （予想される災害）	重大性	可能性	危険度	優先度	危険有害要因の除去・低減のための実施すべき事項の特定 （防止対策）
8―2 中間層から第1層解体（通常の方法） 1) 資材の運び上げ 2) 足場の解体 3) 開口部をふさぐ 4) 壁開材の取外し 5) 足場つなぎの取外しと補修 6) 解体屋根の飛散養生シートを外す 7) 開閉安全ネットの取外し 8) 軽作の運り取外し 9) 上部吊付き石棒の取外し・集積 10) ブレース・建作の取外し 11) 解体材の降ろし 12) 資材の運び込み・つり荷のバラケ、落下 13) 資材の取外し	・墜落	3	1	3	3	・安全帯を使用する
	・開口・工具の落下	2	1	2	2	・ひも付工具を使用する ・余裕を持った資材を選ぶ ・小物は布袋に入れて運ぶ
						・手渡しは確実にする
	・つり荷のバラケ、落下	3	1	3	3	・解体材は番線等で結束する ・玉掛け、合図は確実にする

中間層～第1層解体（通常の方法）

※資材置場は「作業所の整理整頓」を参照

① 開閉養生の取り外しや安全帯を使用しているか

② 吊付き足場取外しの際は、墜落にさがらないように注意しているか

② ブレースは組んでいるか また、小物は布袋を使用しているか

④ ブレースは取おろし順序から誤い順に組んでいるか

⑤ 各種機器を外しながら建作を解体しているか

⑥ 解体開の足場つなぎ材の補修完了を確認しながら解体を進めているか

危険有害要因に係る人	オペレーター（移動式クレーン）、作業主任者、玉掛作業者、合図者、作業者
危険有害要因に起因する物	移動式クレーン、吊荷及び荷、玉掛具
使用する保護具	保護帽、保護手袋（玉掛作業者・作業者）、安全帯、安全靴
必要な資格	移動式クレーン運転士、足場の組立て等作業主任者、玉掛技能講習修了者、玉掛特別教育修了者、床上操作式クレーンの運転の業務特別教育修了者
関係法令	労働安全衛生規則（足場）、クレーン安全規則（移動式クレーン、玉掛け）

別紙－3

(2)の課題については、マニュアルを作成するに当たり、各実施事項を文章だけで表現するのみでは、「どの規程に関連し、どのような帳票を使用するのか」が、なかなか理解することができないので、マニュアル内に、各実施事項に関連する規程および帳票等について解り易くするために、「関連する規程および帳票の欄（別紙－4）」を設けて追記することにし、各項目で要求されている規程や帳票がすぐにわかるようにしました。

また、記録の保管については、各実施事項で「どのような記録を作成し、作成した記録はどのよう

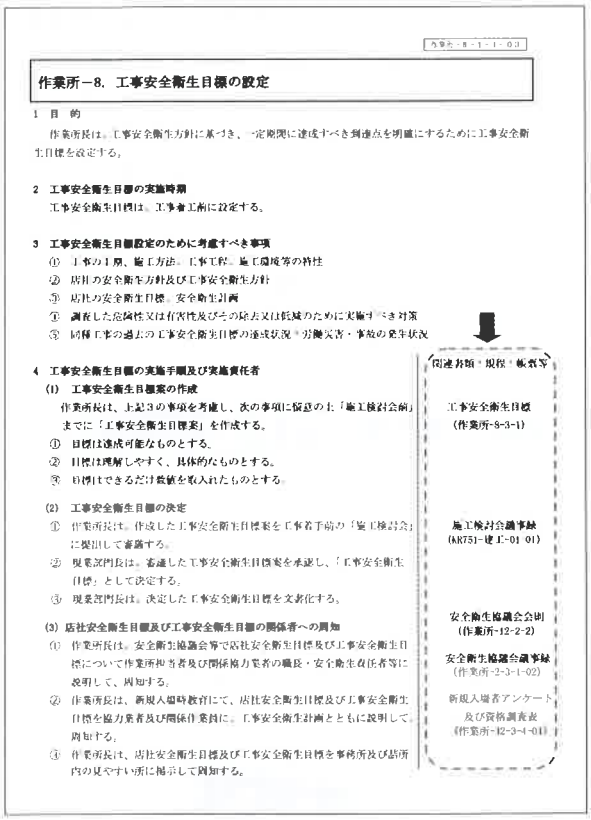

作業所－8－1－1－03

作業所－8．工事安全衛生目標の設定

1 目 的
作業所長は、工事安全衛生方針に基づき、一定期間に達成すべき到達点を明確にするために工事安全衛生目標を設定する。

2 工事安全衛生目標の実施時期
工事安全衛生目標は、工事着工前に設定する。

3 工事安全衛生目標設定のために考慮すべき事項
① 工事の工期、施工方法、工事工程、施工環境等の特性
② 店社の安全衛生方針及び工事安全衛生方針
③ 店社の安全衛生目標、安全衛生計画
④ 調査した危険性又は有害性及びその除去又は低減のために実施すべき対策
⑤ 同種工事の過去の工事安全衛生目標の達成状況、労働災害・事故の発生状況

4 工事安全衛生目標の実施手順及び実施責任者
(1) 工事安全衛生目標案の作成
作業所長は、上記3の事項を考慮し、次の事項に協議の上「施工検討会議」までに「工事安全衛生目標案」を作成する。
① 目標は達成可能なものとする。
② 目標は理解しやすく、具体的なものとする。
③ 目標はできるだけ数値を取入れたものとする。

(2) 工事安全衛生目標の決定
① 作業所長は、作成した工事安全衛生目標案を工事着手前の「施工検討会」に提出して審議する。
② 現業部門長は、審議した工事安全衛生目標案を承認し、「工事安全衛生目標」として決定する。
③ 現業部門長は、決定した工事安全衛生目標を文書化する。

(3) 店社安全衛生目標及び工事安全衛生目標の関係者への周知
① 作業所長は、安全衛生協議会等で店社安全衛生目標及び工事安全衛生目標について作業所担当者及び関係協力業者の職長・安全衛生責任者等に説明して、周知する。
② 作業所長は、新規入場時教育にて、店社安全衛生目標及び工事安全衛生目標を協力業者及び関係作業員に、工事安全衛生計画とともに説明して、周知する。
③ 作業所長は、店社安全衛生目標及び工事安全衛生目標を事務所及び店所内の見やすい所に掲示して周知する。

関連書類・規程・帳票等
工事安全衛生目標（作業所-8-3-1）
施工検討会議事録（KK751-建工-01-01）
安全衛生協議会会則（作業所-12-2-2）
安全衛生協議会議事録（作業所-2-3-1-02）
新規入場者アンケート及び資格調査表（作業所-12-3-4-01）

別紙－4

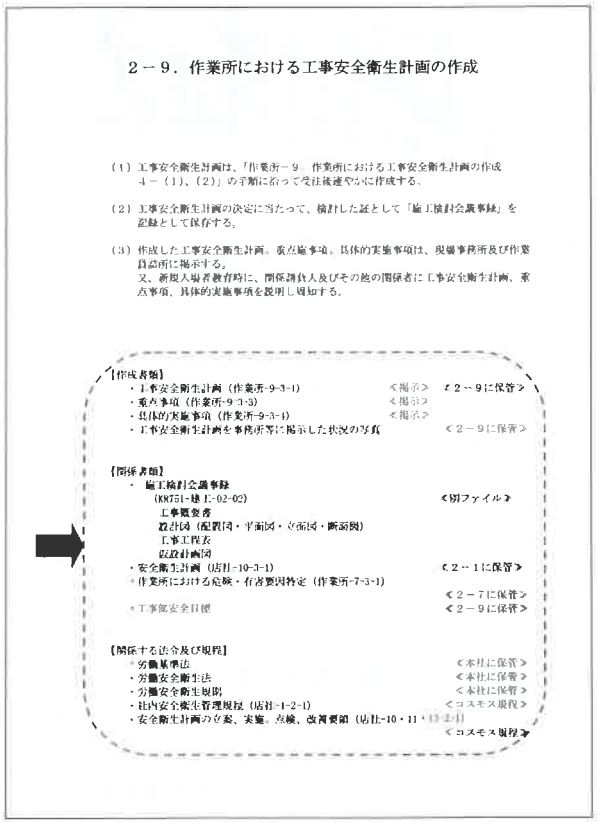

2－9．作業所における工事安全衛生計画の作成

(1) 工事安全衛生計画は、「作業所－9．作業所における工事安全衛生計画の作成4－(1)、(2)」の手順に沿って受注後速やかに作成する。

(2) 工事安全衛生計画の決定に当たって、検討した証として「施工検討会議事録」を記録として保存する。

(3) 作成した工事安全衛生計画。重点施事項。具体的実施事項は、現場事務所及び作業員詰所に掲示する。
又、新規入場者教育時に、関係請負人及びその他の関係者に工事安全衛生計画、重点事項、具体的実施事項を説明し周知する。

【作成書類】
・工事安全衛生計画（作業所-9-3-1） ＜掲示＞ ＜2－9に保管＞
・重点事項（作業所-9-3-3） ＜掲示＞
・具体的実施事項（作業所-9-3-4） ＜掲示＞
・工事安全衛生計画を事務所等に掲示した状況の写真 ＜2－9に保管＞

【関係書類】
・施工検討会議事録 ＜別ファイル＞
（KK751-建工-02-02）
工事概要書
設計図（配置図・平面図・立面図・断面図）
工事工程表
仮設計画図
・安全衛生計画（店社-10-3-1） ＜2－1に保管＞
・作業所における危険・有害要因特定（作業所-7-3-1） ＜2－7に保管＞
・工事監安全目標 ＜2－9に保管＞

【関係する法令及び規程】
・労働基準法 ＜本社に保管＞
・労働安全衛生法 ＜本社に保管＞
・労働安全衛生規則 ＜本社に保管＞
・社内安全衛生管理規程（店社-1-2-1） ＜コスモス規程＞
・安全衛生計画の立案、実施、点検、改善要領（店社-10・11・[illegible]） ＜コスモス規程＞

別紙－5

に取扱い、保管するのか」を明確にするために、各実施事項番号毎に「関連する規程や法規は何なのか」、「作成する記録の帳票は何なのか」、「関連する記録はどこに保管されているのか」等を明確にした表紙（別紙－5）を作成し「コスモス記録」としてファイルできるように致しました。結果として、より解り易く運用できるようになりました。

4．システム導入の成果

コスモス導入以前の各作業所の安全衛生管理状況は、作業所長によってそれぞれ異なった手法で管理しているのが実状でした。

例えば、A作業所では「危険予知活動」と「足場の使用前点検」をそれぞれ別々の帳票で記録しておりましたが、B作業所では「危険予知活動」の帳票に「足場の使用前点検」の枠を追記して、1枚の帳票（別紙－6）となっていました。

その結果「危険予知活動」実施後作業開始前に「足場の使用前点検」が確実に実施されるようになりましたが、A作業所では確実に実施するまでには至りませんでした。

コスモス導入の準備段階として、

(1)「それぞれの作業所で実施されている安全衛生管理手法の良いところを吸い上げ、全作業所が一定基準以上の統一した安全衛生管理ができるようにするとともに、導入前の帳票等を使い易く見直した。」

(2)「コスモス作業所業務フロー（別紙－7）を確立した。」等様々な改善を行い、実施事項および記録を明確にした結果、前述の事例のような作業所毎の格差が無くなり、同様の安全衛生管理が実施できるようになりました。

また、会社の安全衛生に対する強い思いが社員および協力会社の皆様に伝わったことと思います。

危険予知活動

重点行動目標

別紙－6

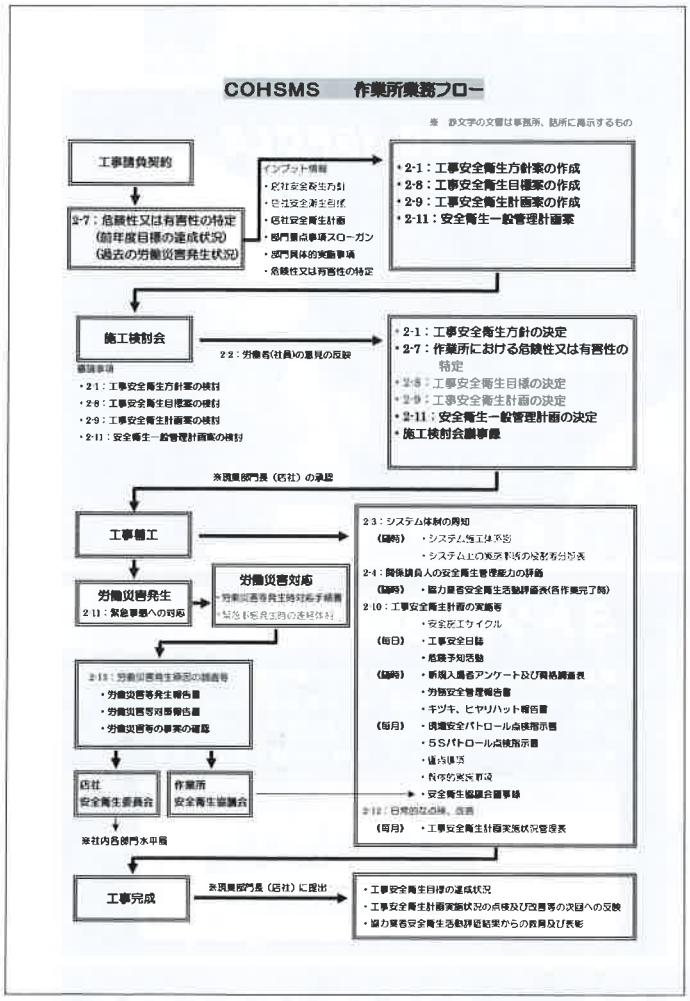

別紙－７

5. 当社が日常重点を置いている労働災害防止対策や活動

当社は、安全衛生方針にあるように、「安全で快適な職場環境を形成する」ことに日常重点を置き活動しております。

労働災害を減らすためには、仮設設備の充実を図ることは勿論ですが、それだけでは減らすことはできないと思います。作業所の環境整備に重点を置き、社員および作業員の整理・整頓・清掃に対する意識の向上を図ることが、作業所の安全を確保するために最も効果的であると思います。

当社では、従来から実施していた「安全パトロール」だけではなく、「環境パトロール」を実施し、作業所内や作業所周辺の整理・整頓・清掃の実施状況確認を行っております。

特に作業所周辺の清掃に関しては、「毎朝朝礼終了後、作業所周辺の道路清掃を社員と作業員の方々と５分間実施する（写真－４）」と部門戦略に掲げて活動し、近隣の皆様に対する配慮を欠かさないようにしています。

このような活動が社員および作業員の作業環境に対する意識の向上につながることと思っております。

写真－４　作業所周辺の清掃（1）

作業所周辺の清掃（2）

6. コスモスの今後の取り組みについて

当社は、年間売上の内、約50％を木造住宅部門、残り50％がビル・マンション部門で構成されており、今回のコスモス認定証の交付は、ビル・マンション部門に限定して受けましたが、既に木造住宅部門も含めた近藤建設㈱全体としてコスモス認定証の交付を受けられるよう、マニュアル等の準備を進めております。

これからは、コスモス認定証の交付を受けたビル・マンション部門の実施・運用に努めると共に、巡回で管理する木造住宅部門の作業所としてのコスモスの運用を開始し、次回の更新で全社としての認定証の交付を受け、全ての社員および協力会社が共に協力してコスモスを実施・運用し、「小さな改善」を積み重ねることにより「労働災害の撲滅」という大きな成果を成し遂げられるよう、コスモスに取り組んでまいります。

日本初!! 返し機構付フェイスシールド内蔵型ヘルメット 新登場!!

ミドリ安全

SAMURAI 侍 SC-15PCLS

ワンタッチで簡単に出し入れできるフルフェイスシールド内蔵。電気工事等でのアーク火花による火傷や、有害・液体状・粉末状の飛来物から、顔全体を保護します。

サッと引き出し、目を守る。上が見やすいクリアバイザー。

SC-11PCLS

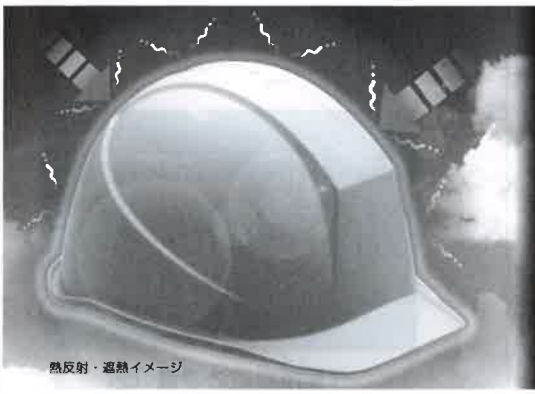

熱反射・遮熱イメージ

ミドリの遮熱ヘルメット

夏場の強烈な太陽光や、作業環境の輻射熱を、効果的に反射。ヘルメット内部温度の上昇を大幅に抑え、熱によるストレスや事故を軽減し、作業効率をアップします。熱中症を予防し、より安全・快適な作業を実現します。

NEW SC-13PCLV コンドル CONDOR

快適に広がる上方視界と、爽快な通気性能。進化し続けるクリアバイザー＆ベンチレーションヘルメット新登場!!

前後・左右の通気孔で、頭部のムレを効果的に低減。安全・快適作業に寄与します。

通気イメージ

ゆがみ・ひずみの少ないクリアバイザー（透明バイザー）。快適な上方視界で、視界不良によるストレスや事故を低減します。

ホワイト / スモーク

ミドリ安全株式会社

www.midori-helmet.jp

商品に関するお問合せは … ヘルメット統括部／〒150-8455 東京都渋谷区広尾 5-4-3 Tel.03-3442-1641 まで

ISO14001：2004・ISO9001：2008 認証取得：ミドリ安全は、環境と品質の国際規格に準拠したヘルメットの開発・販売を行っています。

ミドリ安全.com インターネットでカンタン・便利にご購入いただけます!! > http://midori-anzen.com/

玉掛作業時の安全をシンプルにサポートする ユニットの自信作です。

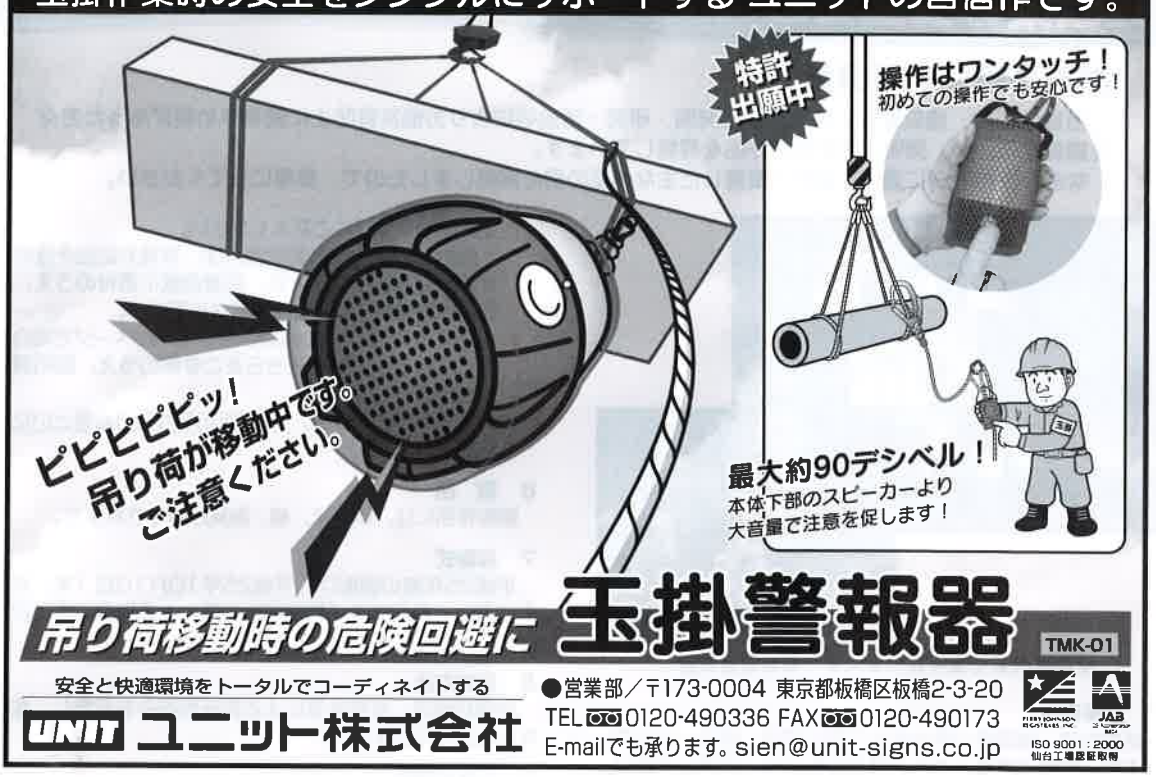

吊り荷移動時の危険回避に 玉掛警報器 TMK-01

安全と快適環境をトータルでコーディネイトする
UNIT ユニット株式会社
●営業部／〒173-0004 東京都板橋区板橋2-3-20
TEL 0120-490336 FAX 0120-490173
E-mailでも承ります。sien@unit-signs.co.jp
ISO 9001：2000 仙台工場認証取得

樹脂先芯入り

FR25 黒
23.0～27.0, 28.0
希望小売価格 ￥2,500

樹脂先芯入り

FR30・31 白/黒/青
24.5～27.0, 28.0
希望小売価格 ￥2,500

鋼製先芯入り
JIS規格H級準拠
安全

PA802 ベージュ
24.5～27.0, 28.0
希望小売価格 ￥2,700

鋼製先芯入り
JIS規格S級準拠
安全 防水 軽量

アクア・ゼロ ブラック
24.5～28.0, 29.0
希望小売価格 ￥3,700

鋼製先芯入り
JIS規格S級準拠
安全

HG-207 ブラック／グレー
24.0～27.0, 28.0, 29.0
希望小売価格 ￥2,800

鋼製先芯入り
JIS規格S級準拠
安全
アルカリに有効

S225
スミクロ/グリーン
M L LL XL
希望小売価格 ￥3,500

鋼製先芯入り
圧迫荷重1,000kg
安全

PS778
レッド/ブルー
24.5～27.0, 28.0
希望小売価格 ￥3,200

優れた履き心地

ファイター 黒
23.0～27.0, 28, 29, 30 (23.5除く)
希望小売価格￥2,300～

株式会社力王 王昭貿易 株式会社
http://www.rikio.co.jp
http://www.ohsho-boeki.com
東京本部 〒103-0027 東京都中央区日本橋3-5-11 八重洲中央ビル10F
TEL.03-3275-3311（代） FAX.03-3275-3164
西日本支店 〒650-0033 神戸市中央区江戸町104番地旧居留地タイホービル3F
TEL.078-321-3261（代） FAX.078-332-5651

建設業の安全衛生に係る発明・考案等の作品を募集

顕彰基金による顕彰

当協会では、建設業安全衛生に係る発明・研究・活動等により労働災害防止に顕著な功績があった方々を顕彰するため、発明・考案等の作品を募集しています。

なお、次ページに過去に顕彰を受賞した主な作品の例を掲載しましたので、参考にしてください。

全国建設業労働災害防止大会・総合集会風景

1　募集目的

当協会は、建設業の安全衛生に係る発明、研究、活動等により、労働災害防止や快適職場の形成等に顕著な功績があった方々を顕彰し、安全・衛生に関する意識の高揚を図るとともに、災害防止等に効果のある作品を関係者に広く紹介し、職場の安全衛生管理に役立てることを目的に、「顕彰基金による顕彰」制度を設立・運営しております。平成25年度においても「顕彰基金による顕彰」の対象となる作品を広く募集します。

2　募集内容

建設業における墜落・転落等の労働災害防止に効果のある発明・考案、または、疲労やストレスを感じることが少ない快適職場の形成等に寄与するもので、機械、設備等のハードの分野に限らず、施工技術、小集団活動等、ソフトの分野についても対象とし、日常の作業の中で、労働災害防止や快適職場の形成等についての創意工夫、地道な努力、前向きな考え方等が見られるもの。

3　応募資格

建設業に従事する者または団体並びに建設業の安全衛生関係者等

※応募作品の考案者、特許所有者等が明確でないものは応募できません。

4　応募条件

（1）現時点においてアイディアだけのものではなく、完成し実際に活用されているもの。

（2）一般に広く活用できるという普及性、経済性をもち、労働災害防止や快適職場の形成等に貢献することが期待できるもの。

（3）作品自体の本質安全が確保され、また、使用上の安全性が認められるもの。

5　応募方法

（1）当協会 Webサイトに応募用紙を掲載しております。

（2）応募用紙には、氏名、会社・団体名、所属部署名、連絡先を明記のうえ、作品考案の特徴、背景、内容、効果等を具体的にご記入ください。

また、作品内容の説明資料は、写真や図面を含めＡ４用紙２枚程度にまとめ、応募用紙に添付のうえ、建災防本部業務部普及室までお送り下さい。

※平成23年度以前の顕彰作品をホームページで紹介しておりますので、そちらをご参照のうえ、説明資料を作成して下さい。

（3）応募の締め切りは、平成25年５月末日必着といたします。

6　賞　品

顕彰作品には、顕彰状、楯、副賞が授与されます。

7　顕彰式

平成25年度の顕彰は、平成25年10月10日（木）新潟市において開催する「第50回 全国建設業労働災害防止大会（総合集会）」において行います。

8　審査方法

学識経験者、有識者等による審査委員会を設置し、厳正なる審査を行います。

9　入賞の発表

顕彰作品が決定次第、応募者に通知し、「第50回 全国建設業労働災害防止大会（総合集会）」において発表いたします。

10　顕彰作品及び優秀作品の紹介

（1）顕彰作品は「全国建設業労働災害防止大会」資料集に概要を掲載します。

（2）顕彰作品及び優秀作品については、当協会広報誌「建設の安全」およびWebページ等に概要を掲載し全国に紹介します。

11　その他

（1）特許、実用新案等に関連のある作品は、その旨明記して下さい。

（2）顕彰作品の文章による紹介に当たっては、印刷等の都合上、多少文章表現を変更させていただくことがあります。

（3）応募書類は返却いたしません。

（4）顕彰者の旅費等については、各自ご負担となりますので、予め御了承下さい。

（5）個人情報保護法により、お送り頂いた個人情報は、ご応募頂いた作品に関する事での質問、結果発表以外には使用いたしません。

お申し込み・お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会　業務部普及室
住所：〒108-0014 東京都港区芝5-35-1 産業安全会館7階
電話：03-3453-8201　FAX：03-3456-2458
Eメール：Kensho@kensaibou.or.jp

参考）平成23年度以前の顕彰作品リスト、応募用紙等をWebページに掲載しておりますのでご覧ください。
http://www.kensaibou.or.jp/activity/honoring_top.html

主な顕彰作品の紹介

1.「あて矢板土止め施工器具」の考案

（平成3年・第28回大会）

作業員が溝掘削の中へ入らずに、溝掘削の幅に応じて、腹起しを取り付け、切り梁へセットし、突っ張りができる枠組み器具「あて矢板土止め施工器具」を考案。

まず、地上で腹起し、切り梁を組立てて、掘削後溝内に枠組み器具をつり込む。作業員が地上の両側から枠組み器具のガイドと腹起しに沿って軽量鋼矢板を落とし建て込み、バックホウで先端を20～30cm押し込む。地上から切り梁ジャッキを伸張して圧着し、軽量鋼矢板を固定し、作業員が中へ入り器具のピンを抜けば枠組み器具をつり上げ撤去できる。

2.「先行手すり枠システム足場」の開発

（平成10年・第35回大会）

手すりの取り付けが従来の方法と異なり、上層の手すりを下層で取り付けられ、作業者が上層の階に上がった時には、既に手すりが設置されている「先行手すり枠システム足場」を開発。足場の組立て、解体作業時における墜落の危険性が大きく減少し、また、H型枠内の高さが従来の建枠より約10cm高くなっているため、足場内の歩行がスムーズにできる。

①

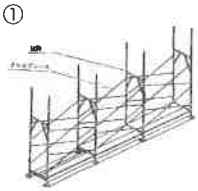

②

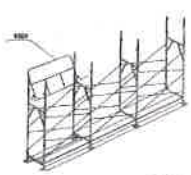

③

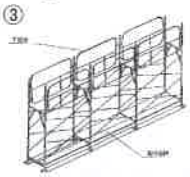

④

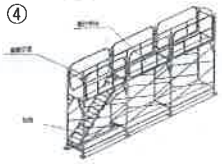

3.「土石流災害防止センサーシステム」の開発

（平成12年　第37回大会）

従来の防災機器が集中豪雨時に必ずしも有効に作動しなかった経験を踏まえ、既存システムの改良により「土石流災害防止センサーシステム」を開発。

4.「可搬式手すり付作業台」の開発

（平成14年度　第39回大会）

脚立の持つ「軽便性」という特性を生かしつつ、かつ脚立に比べ、より安全性の高い作業台として、脚立にかわる「可般式手すり付作業台」を開発。

5.「超音波通信を応用した重機と周辺作業員との接近・警報システム」の開発

（平成16年度　創立40周年記念大会）

重機に超音波センサーを取り付け、感知器を携行した作業員が監視エリアに入ると運転者及びその作業員自身にも危険区域に入ったことを知らせる装置を開発。

作業員接近検知・警報システム【トラぼん太】

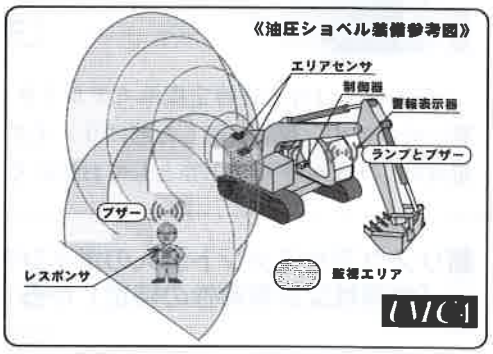

6.「建設現場用敷鉄板堅結金具（リンクプレート）」の開発

（平成16年度　創立40周年記念大会）

従来、溶接で建設現場の軟弱地盤養生用の鉄板を繋いでいたが、これを安全で確実に接続できる「敷鉄板堅結金具」を開発。

建災防新刊図書

建設作業員のための健康づくりポケットブック

健康で快適な職場づくりのために作業環境管理、作業管理、健康管理、メンタルヘルス等のポイントがイラストを交えて書かれています。また、自分で疲労蓄積度を確認できるチェックリストも掲載され、毎日の作業の必需本です。

ポケットサイズですので、携帯用としてお使いください。

A6判8P（表紙含む） コードNo.142900 100円

「危険性又は有害性の特定標準モデル」を活用した建設業における リスクアセスメントの進め方　CD-ROM付

土木編

A4判
55P
326シート収録
2,600円

コードNo.101721

建築・設備編

A4判
50P
235シート収録
3,500円

コードNo.101722

「危険性又は有害性特定標準モデルイラストシート」をCD-ROMに収録し、自由に書き込み訂正等が可能です。現場に適した形にリメイクするなどしてリスクアセスメントの実施や安全衛生教育用教材、チェックリスト等としてお使いください。

新リスクアセスメント導入のポイント －「危険性又は有害性の特定」から「リスクの低減措置」までの実施－

総括安全衛生管理者、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、職長・安全衛生責任者等を対象とし、国の指針に基づいて建設作業所における元方事業者、関係請負人及び店社、作業所の役割を明確にしたリスクアセスメントの導入書です。

A4判62P コードNo.101501 500円

ご注文は、下記までお願いします。

東　京：建災防 本部 教材管理課
TEL03-3453-3391　FAX03-3453-5735　http://www.kensaibou.or.jp/
その他：建災防各都道府県支部

ポリマーギヤ ハーネスシリーズ

左から 3PH-550、TMH-100、4PH-600 タイプ　※画像の胴ベルトおよびランヤードはオプションです。別途ご購入ください。　※一部の仕様が画像と異なる場合があります。詳しい仕様等はお近くの各営業所までお問い合わせください。

巻取り式安全帯のパイオニア
ポリマーギヤ株式会社
http://www.polymer-gear.com

■東京営業所／東京都港区高輪2丁目-21番-40号 国際高輪ビル　TEL 03-3441-2131 FAX 03-3441-2132
■名古屋営業所／愛知県清須市西枇杷島町恵比須 20—1 丸中ビル　TEL 052-506-8426 FAX 052-506-8427
■大阪営業所／大阪市東淀川区東中島 1-20-19 新大阪ヒカリビル 706　TEL 06-6815-9811 FAX 06-6815-1123
■本社／滋賀県米原市上多良60　TEL 0749-52-2881 FAX 0749-52-3152

認定プロテクティブスニーカーをご存知ですか

…(公社)日本保安用品協会

働く人の足元の安全確保に、良質で安全な作業靴の着用をおすすめします。

公益社団法人日本保安用品協会が定める型式認定制度合格品のプロテクティブスニーカー(通称:認定プロスニーカー)こそが、安全で品質に優れた作業靴です。
足部の労働災害防止を目的としてお求めのときは、是非協会が発行する認定合格品タグ(型式認定合格証明票)付き製品をお選びください。

お願い(認定プロスニーカーご利用の皆様へ)—足部の安全確保に貢献した点は？また、問題点はありますか？ご意見をお寄せください。

◆警告—公益社団法人 日本保安用品協会の型式認定を取得していない製品に、認定合格品タグ、またはそれらの偽造物を付してはなりません。

★すっきりしたスニーカー調デザイン例

お問合せ先

◆型式認定制度に関すること
公益社団法人 日本保安用品協会
東京都文京区湯島2-31-15 和光湯島ビル5階　TEL.03(5804)3125　FAX.03(5804)3126

◆商品やその他に関すること
日本プロテクティブスニーカー協会
公益社団法人 日本保安用品協会内 事務局　http://www.prosneaker.jp

来年度の第50回全国建設業労働災害防止大会（新潟大会）研究論文を募集!!

建設業労働災害防止協会

当協会では、来年度の標記新潟大会に向けて研究論文を募集します。

今年度の「第49回全国建設業労働災害防止大会（兵庫大会）」の開催（平成24年10月18日(木)、19日(金)）を迎える前ですが、少しでも長い募集期間を設けて皆様から多くのご応募をいただきたいと思います。

採用となった論文については、「第50回全国建設業労働災害防止大会研究論文集（CD-ROM)」に収録し、大会当日、参加者へ提供します。また、各専門部会委員会の審査で選ばれたものについては、大会2日目の専門部会にて、ご自身による壇上発表の機会を設けています。

応募に必要な**「送付書」**は、当協会ホームページ（http://www.kensaibou.or.jp/）よりダウンロード（Excel）をお願いします。

皆様のご応募をお待ちしています。

1. 目　的

会員企業が、日頃から努力と工夫を重ね、成果を上げてきた店社や作業所等における安全衛生管理活動等を紹介し、その情報やノウハウ等を他の企業へ提供することによって共有化を図り、全国的な安全衛生水準の向上につなげる。

2. 応募要領

(1) 応募資格

原則として会員企業とする。

ただし、建設業の安全衛生管理活動は、元請業者と専門工事業者が協力して実施していることから、会員企業の安全衛生協力会等も対象とする。

(2) 論文の主なテーマ

次の①～⑧の応募区分により、日常の安全衛生管理活動等の創意・工夫により、実際に成果を上げたものとする。ただし、未発表のものに限る。

① リスクアセスメントの実施に関する活動

② 労働安全衛生マネジメントシステムに関する活動

③ 安全衛生教育等の創意・工夫により成果をあげた日常の安全衛生管理活動

ア　安全衛生管理体制の確立と運用等

イ　作業方法・作業手順等の改善

ウ　安全施工サイクル、KY活動、ヒヤリハット活動、不安全行動防止活動等

エ　安全パトロール、安全衛生点検等の活動

オ　安全衛生教育（職長教育、能力向上教育、新規入場・送り出し教育、特別教育、建設工事従事者教育、ヒューマンエラー教育等）

カ　「安全の見える化」等による労働災害防止活動

④ 工法、機械、設備等の工夫・改善

ア　工法、設備、機械・機材等の考案・開発等

イ　「解体作業における石綿対策」、「ヒューマンエラー対策」、「熱中症対策」、「快適職場づくり」等の創意・工夫

⑤ 海外建設工事における安全衛生管理

⑥ 専門工事業者の安全衛生管理活動

⑦ 低層住宅建築工事における安全衛生管理活動

⑧ 東日本大震災等の自然災害に係る復旧・復興工事における労働災害防止活動

3. 採用及び公表等

応募論文は、各専門部会委員会及び安全管理士の審査を経て、大会の壇上発表、論文発表（CD-ROM）の採否を決定する。

(1) 各専門部会委員会で選出された論文は、大会２日目の専門部会において壇上発表する。

(2) 採用されたすべての論文は「第50回全国建設業労働災害防止大会研究論文集」としてCD-ROM に収録し、大会当日、参加者へ提供する。

(3) 採用者には、大会の招待券を送付する。

(4) 審査結果の通知方法は、次のとおりとする。

(ｱ) 壇上発表採用者へは電話等で連絡する。

(ｲ) 上述(ｱ)以外へは書面等で連絡する。

4. 応募方法等

(1) 応募先

①建災防本部

〒108-0014

東京都港区芝５-35- １　産業安全会館７階

建設業労働災害防止協会　広報課　宛

Tel 03-3453-8201　Fax 03-3456-2458

②所属の建災防都道府県支部　宛

住所等：当協会ホームページ等参照

(2) 応募締切日

①　建災防都道府県支部　宛

平成25年１月11日（金）必着

②　建災防本部　宛

平成25年１月18日（金）必着

(3) 応募形式

① 原稿は原則としてPC等電子データ原稿とし、6,000字以内とする。

② CD-R等に収録し、プリントアウトした原稿を必ず添付する。

③ 原稿すべてを「パワーポイント」の「スライド画像」とすることは不可とする。

④ 原稿サイズはA4とし、文字は11ポイント、１行40文字で１頁40行とする。

⑤ 写真は１枚につき300字、図面は１枚につき600字と換算する。

⑥ 原稿には必ず頁数を入れる。

⑦ 写真・図面・添付資料には番号と説明書き（キャプション）を入れ、掲載場所等を明確にする。（写真－１、図－１、表－１と表記）

⑧ 原稿作成では文体（ですます調、である調）と表記（など、また、ともに、および）等を統一する。

⑨ 応募の際は「送付書」を当協会HPよりダウンロード（Excel）し、必要事項を記入して添付する。

5. その他

(1) 特許、実用新案等に関連のあるものはその旨を必ず明記する。

(2) 論文執筆、応募等に係る全ての経費は執筆者の負担とする。

(3) 大会の壇上発表に係る旅費等ついては各自の負担とする。

(4) 執筆にあたり、論文に掲載する写真等について、個人情報等に十分注意する。

(5) 採用された論文は編集等の都合上、許可なく変更することがある。

(6) 論文は返却しない。

(7) 応募された論文を公表することについて、あらかじめ同意しているものとする。

(8) 論文に係る著作権等は当協会に帰属する。

(9) 前各項に掲げる内容から発生する一切の損害について、当協会は執筆者に対して一切責任を負わない。

■お問合せ先
建設業労働災害防止協会 業務部 広報課
〒108-0014 東京都港区芝５－35－1
産業安全会館７階
TEL：03-3453-8201　FAX：03-3456-2458

建設現場における「保護めがね」の適切な選択と使用方法について

㈱理研オプテック
第一事業部　営業部　次長　馬場　仁賢

1．はじめに

昨年の３月11日に発生した東日本大震災から１年半以上の月日が過ぎましたが、今もなお震災復興のためにがれき撤去、建物修復、解体、護岸復旧、除染などの作業に多くの方々が携わっておられます。

そこで、今回震災復興作業に主眼をおき、建設作業において効果的かつ適切な目と顔面用の保護具を選択し、使用していただくための方法について説明させていただきます。

2．保護めがね

保護めがねは作業中に発生する飛来物や浮遊粉じんから目を守る保護具です。一般的に着用されている視力矯正用めがねとは違い、品質要求事項がJIS規格 T8147（日本工業規格）によって定められています。

JIS規格の代表的な品質要求事項は、①レンズに度がついていないこと、②透明度が優れていること、③レンズは耐衝撃性に優れていること、④レンズはフレームから簡単にはずれてはならないこと（把持性に優れていること）、⑤ゴグルのヘッドバンドは簡単に切断、はずれてはならないことなどが要求されています。（試験方法は図－１参照）

また、保護めがねの種類にはスペクタクル形、フロント形、ゴグル形があり、スペクタクル形には１眼式と２眼式とがあり、最近では飛来物の侵入を防ぐためサイドシールド（側板）付のものやアイカップ形のものがありますので、震災復興作業現場で危険から目を守る保護めがねを表－１を参考に選択着用することをお薦めいたします。

例えばがれき撤去の際、石綿含有建築材料が含まれている可能性を考慮し、浮遊粉じんが発生する作業では密閉性の高い曇り止め加工が施されたレンズのゴグル形保護めがねJIS規格品を選定することをお薦めいたします。（規格品にはJISマークの刻印が入っています。）

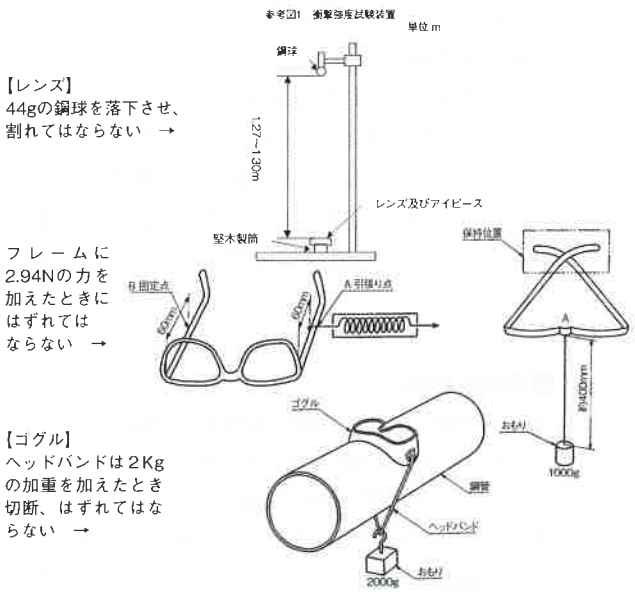

図－１　試験方法

表－１　保護めがね　目的別選択例

作業内容	使用目的	保護めがねの種類
がれき撤去、解体作業に伴う切削、ハツリ、砕岩、打鋲、木工 隧道、トンネル、打釘　等	衝撃エネルギーの大きい飛来物を防ぐ	スペクタクル形（サイドシールド付）、アイカップ形、オーバーグラス フロント形 等 ※防災面併用
木工、製材、刈払、機械、工具、取扱い作業　等	衝撃エネルギーの小さい飛来物を防ぐ	スペクタクル形（サイドシールド付）
がれき撤去、解体作業、石綿除去、グラインダー作業、研磨、研削、粉砕、木工	飛来粉じんを防ぐ	ゴグル形、スペクタクル形、アイカップ形、オーバーグラス
石綿、セメント、粉体取扱い作業 除染作業の浮遊粉じん　等	浮遊粉じんを防ぐ	ゴグル　ゴグル密閉型
洗浄、薬品、溶剤、塗装作業　等	液体飛沫を防ぐ	ゴグル、スペクタクル、防災面

3．防災面

保護めがねだけでは顔面の保護ができないため、顔面を守るために防災面を着用します。

また、その用途によって耐衝撃性、耐熱性、耐薬品性に優れたレンズ（シールド）のものがあり、種類もかぶり形、ヘルメット取り付け形があります。目と顔面を保護するため保護めがねと併用することをお薦めいたします。（防災面には品質要求事項、JIS規格はありません）

主な保護めがねと防災面の種類は写真－１を参照してください。

写真－１　主な保護めがねと防災面の種類

※除染作業に関わる有害放射に対応した保護めがねはありませんが、作業中の浮遊粉じんに対しては密閉性の高いゴグル形をお薦めいたします。

４．遮光保護具

遮光保護具は、溶接、溶断作業等で発生する有害放射（紫外線、強烈な可視光線、赤外線）から目を保護するための保護具です。太陽光（可視光、紫外線）から目を守るサングラスとは違い、品質要求事項がJIS規格 T8141（日本工業規格）によって定められています。

まぶしさを防げるからといって、サングラスなどを使用して作業をすることは危険であり避けなければならないのは、有害放射の遮光性能と耐衝撃性の面からみてもJIS規格で要求している性能を満していないからです。

JIS規格の代表的な品質要求事項は①レンズに度がついていないこと、②レンズは耐衝撃性に優れていること、③レンズはフレームから簡単にはずれてはならないこと（把持性に優れていること）、④レンズとフィルターは遮光度番号毎に紫外線、可視線、赤外線の透過率が定められています。

また、作業毎に使用すべき遮光度番号を示した「遮光保護具の使用標準」がありますので、これを参考にして作業に合った遮光度番号の溶接面を選択することをお薦めいたします。

遮光めがねの種類には保護めがねと同様にスペクタクル形、フロント形、ゴグル形がありスペクタクル形には、サイドシールドありとなし、普通めがね形、単式上下自在形、複式上下自在形があります。また、最近では溶接アーク光が発生すると自動的にフィルターの遮光度が明るいものから溶接作業に必要な濃度に変わり、アーク光が停止するとまた元に戻るといった、溶接作業者にやさしい溶接面が普及しています。（遮光性能はISO/EN規格でJIS T8141に規定されたレンズおよびフィルターの遮光性能として整合していると理解されています。）

主な遮光保護具の種類は写真－２を参照してください。

写真－２　主な遮光保護具の種類

５．保護めがねの保守および保管について

(1) 保守について

①レンズに傷が付かないように専用のめがねケース等に入れ、レンズ部を保護することなくポケットに入れないようにしましょう。

②めがねに強い衝撃を受けた場合は、充分な点検をしましょう。

③長時間使用した場合は、耐衝撃性、耐摩耗性が低下することがあるので入念な点検を行いましょう。

④レンズ、フレーム等が汚れた場合は、柔らかい布で軽く拭くか、中性洗剤、水道水で洗いましょう。

(2) 保管について

①使用後は表面、各部の汚れを落とし、粉じん等付着しないようにケース等に入れましょう。

②変形、品質劣化防止のため、高温、超低温、多湿、直射日光等の場所を避けて常温の室内で保管しましょう。

６．おわりに

目は、外部にむき出しで被災しやすい器官であり、一度受傷すると完治するのが困難になる可能性があります。また、日常の生活環境から受け取る情報の80パーセントは目から入ってくると言われています。そのような重要な働きをしている大切な目を守るために、それぞれの作業に合った保護めがねを選択し、適切に使用することが、あなたの大切な目を守る一番の近道となります。

平成24年度講習会のご案内(最新版)

★トピックス

- 新規講座「酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座」の開催日が決定しました!!
- 継続学習制度（CPDS）の認定講座

（※開催予定分は、日程が決まり次第申請いたします。）

講座名・開催予定	講座概要・対象者
☆新規講座 **酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座** 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　5月　8日(火)　終了 平成24年　7月17日(火)　終了 平成24年　9月18日(火)　終了 平成25年　2月 開催予定 ユニット数：7 unit	 酸素欠乏危険場所（硫化水素中毒危険場所を含む）で作業に従事する者は、労働安全衛生規則により特別教育の実施が事業者に義務づけられております（安衛則第36条第26号「酸素欠乏危険場所」「令別表第6」）。この教育は、国が定めた酸素欠乏危険作業特別教育規程に基づいたカリキュラムで、AED、保護具等の使用方法の実演等また「救急蘇生法の指針」等最新の情報を取り入れ、建設業に特化したわかりやすいものとなっております。この講座は、作業に従事する人達に実施していただく特別教育の講師を養成する講座です。
建設業等における熱中症予防指導員研修講師養成講座 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　4月11日(水)　終了 平成24年　5月17日(木)　終了 平成24年　6月14日(木)　終了 平成24年　7月　5日(木)　終了 平成25年　3月 開催予定 ユニット数：6 unit	 本講座は、建設現場等における熱中症の発生を予防するために必要な熱中症発生時の症状及びその予防対策、緊急時の救急措置等を習得し、作業者が熱中症にかからないための実践的な教育方法を取得する教育です。 また、この講座は、厚生労働省の平成22年7月27日付け基安労発0727第2号通達及び平成21年6月19日付け基発第0619001号通達で示されている労働衛生教育に基づく熱中症予防対策の取り組みに沿った、熱中症予防指導員研修等の講師を養成する講座です。
低圧電気取扱い業務特別教育講師養成講座 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　4月26日(木)　終了 平成24年　7月25日(水)　終了 平成24年10月10日(水)　満員 平成25年　1月10日(木)　受付中 ユニット数：7 unit	 「低圧の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち、充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合は、特別教育修了者を就かせなければなりません。（安衛則第36条第4号）電気工事士の資格を取得していても、労働安全衛生法で定める特別教育を修了していることが必要です。この講座は、この特別教育の講師を養成する講座です。
石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座 1日間講習　受講料18,500円 平成24年　5月16日(水)　終了 平成24年11月28日(水)　受付中 (保護具の実技で使用する防じんマスク代が含まれています) ※実技で使用する防じんマスク（RL3型の半面形の取替式）を持参の方は、受講料15,000円となります。 ※防じんマスクは衛生上の理由等により貸与いたしません。 ユニット数：7 unit	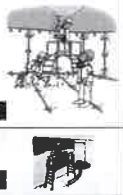 平成17年7月1日より「石綿障害予防規則」が施行され、作業には、特別教育修了者を就かせることが義務づけられました。（安衛則第36条第37号、石綿則第27条）なお、厚生労働省告示第23号により平成21年4月1日より特別教育時間が従来の4時間から30分延長され、4時間30分へ変更されました。また、この講座は、この特別教育の講師を養成する講座です。平成18年9月に一部改正改定が行われた事項もあります。さらに、平成23年厚生労働省令第83号「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」が平成23年7月1日に公布され、同年8月1日から施行されたことにより、船舶の解体等作業においても、建築物等の解体作業と同等の措置をとることとされました。
有機溶剤業務管理者講習 2日間講習　受講料34,700円 平成24年 10月25日(木)・26日(金) 受付中 ユニット数：8 unit	 有機溶剤業務を行う専門工事業者、現場管理者、職長等を対象に、有機溶剤が人体に与える影響、中毒予防のための作業等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成する講習です。
建設業安全衛生推進者(初任時教育)講師養成講座 2日間講習　受講料21,000円 平成24年　9月20日(木)・21日(金) 終了 ユニット数：14 unit	 常時10人以上50人未満の事業場には、安全衛生推進者を選任する必要があります。この講座は、通達に基づき、安全衛生推進者（初任時）教育を行う講師を養成する講座です。
チェンソー以外の振動工具取扱作業管理者講習 (振動工具取扱作業者教育インストラクター養成) 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　5月　9日(水)　終了 平成24年　9月11日(火)　終了 平成24年12月　5日(水)　受付中 ユニット数：4 unit	 振動工具を使用する建設工事の現場管理者、職長等を対象に、振動障害の予防に関する知識、作業管理に関する知識等について研修し、作業者を指導教育する管理者を養成する講習です。さらに、平成21年7月10付け基発0710号第2号通達「チェーンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害予防対策指針について」に基づき、国際標準化機構（ISO）等が取り入れている「3軸合成値」及び「振動ばく露時間」で規定される1日8時間の等価振動加速度実効値（日振動ばく露量A（8））の考え方等に基づく新しい対策を取り入れた内容になっております。
現場管理者統括管理講習講師養成講座 2日間講習　受講料21,000円 平成24年 5月29日(火)・30日(水)　終了 平成24年11月29日(木)・30日(金)　受付中 ユニット数：14 unit	 この講座は、常時50人未満の統括管理を必要とする建設現場を対象として、現場での統括管理を行う管理者などの資質の向上教育や指導を支援するため、講習の講師や指導者を養成する講座です。
自由研削砥石(グラインダ)特別教育講師養成講座 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　4月　5日(木)　終了 平成24年　7月19日(木)　終了 平成24年10月24日(水)　満員 平成25年　1月11日(金)　受付中 ユニット数：7 unit	 安衛則第36条第1号では「研削といしの取替え又は取替時の試運転の業務」は、特別教育修了者が行うことになっています。この講座は、この教育の講師になる方に対し、グラインダの正しいといしの取付け方法及び取扱い方法、効果的な教育技法等を習得していただき、講師の資質の向上を図るための講座です。
巻上げ機(ウインチ)特別教育講師養成講座 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　6月13日(水)　終了 平成24年10月　9日(火)　受付中 平成25年　1月15日(火)　受付中 ユニット数：7 unit	 巻上げ機の運転業務に係る特別教育の講師をされる方々等を対象に、教育技法や学科教育の進め方、実技教育のポイントについて研修し、効果的な教育技法を導入して、講師の資質の向上を図るための講座です。
ローラー特別教育講師養成講座 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　7月26日(木)　終了 平成25年　1月16日(水)　受付中 ユニット数：7 unit	 ローラーの運転業務に係る特別教育の講師をされる方々等を対象に、施工方法、ローラーの操作方法等を取り入れ、効果的な教育技法を導入して、講師の資質の向上を図るための講座です。
安全管理者選任時研修(建設業) 2日間講習　受講料14,000円 平成24年 7月30日(月)・31日(火)　終了 平成25年 2月開催予定 ユニット数：11 unit	 建設業においては、常時50人以上の労働者が働く事業場では安全管理者を選任し、その者に職場の安全に係る技術的事項を管理させなければならないとされています。労働安全衛生規則が改正され、平成18年10月1日以降は、安全管理者選任時に従来の実務経験に加え厚生労働大臣が定める研修「安全管理者選任時研修」を修了していることが義務づけられました。この研修は、通達に基づいて実施する研修です。
丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座 1日間講習　受講料15,000円 平成24年　4月27日(金)　終了 平成24年　6月12日(火)　終了 平成24年　9月　6日(木)　終了 平成24年12月14日(金)　受付中 平成25年　2月 開催予定 ユニット数：7 unit	 丸のこ等は建設現場等で広く使用されている便利な機械ですが、その反面丸のこ等の作業において毎年多数の労働災害が発生しており、その中には重篤な災害も含まれています。丸のこ等による労働災害の発生状況をみると、被災者が安全作業に必要な基本的知識や正しい使用方法を理解していないことが重要な発生要因となっています。 このため、当協会では、「特別教育に準じた教育」の講師をされる方々を対象に、丸のこ等（携帯用丸のこ盤、携帯用丸のこ、可搬式丸のこ盤）の基本的な知識や使用方法を中心とした実技等のカリキュラムにより効果的な教育方法を習得する教育です。

★開催場所：東京会場（東京都港区　産業安全会館８階大会議室）

申込方法 ➡ 事前に電話にて空き状況をご確認のうえ、所定の申込書でFAXにてお申し込みください。

申込み・問合わせ先

〒108-0014　東京都港区芝５−35−１　産業安全会館７階
建設業労働災害防止協会　教育部
TEL：03−3456−0618(直通)　FAX：03−3456−2458
ホームページ　http://www.kensaibou.or.jp/

申込書は、こちらから
ダウンロードできます！

★予定につきましては、日程が決定次第「建設の安全」「ホームページ」等でお知らせいたします。
★都合により日程・時間・会場等が変更になることがあります。

建設業安全衛生教育センター　平成24年度下半期　講座のご案内

☆☆労働安全衛生法第88条で定められている、資格要件の一つです…

建設技術者安全衛生講座　工事計画参画者コース

この講座は、下記に示した各種工事の設計及び工事計画の作成にあたり、工事の安全性に関する技術的事項及び安全を確保するための措置など、工事計画作成時に考慮すべき事項について、その分野の専門家を中心とした講義の他に討議、実習を多く取り入れた研修をするとともに工事計画の参画者、施工担当技術者、作成された工事計画をチェックする者等を対象として、それぞれの立場で職務を遂行する上で必要となる安全衛生管理の知識を修得し、工事計画参画者の養成と資質の向上を目的としています。

また、この講座は、労働安全衛生法第88条で定められている、工事計画参画者の資格要件の内の1つである「安全衛生に関する実務経験3年」を具備する厚生労働大臣が定める講座です。

ビル建築工事コース

第52回	平成24年　12月　3日～12月　7日	4泊5日　CPDSユニット数38P 登録番号161026	税込合計金額 91,560円

地山の掘削工事コース

第32回	平成24年　12月17日～12月21日	4泊5日　CPDSユニット数38P 登録番号161027	税込合計金額 91,560円

☆☆建設業労働安全衛生マネジメントシステムを構築される方へ…

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス：COHSMS）構築・認定担当者研修講座

コスモスを導入する企業のシステム構築担当者を対象に、リスクアセスメントをはじめとするシステムの構築に必要な基本的な知識を教育し、さらに認定の諸手続き等の説明も行う研修講座です。

第48回	平成24年　11月26日～11月28日	2泊3日　CPDSユニット数23P 登録番号161015	税込合計金額 85,000円

☆☆安全衛生管理担当者の方へ…

労働安全衛生関係法令講座

この講座は、建設業の店社（本社・支店）及び建設現場の安全衛生管理担当者を対象に、関係法令の専門家から最近の労働安全衛生行政の動向、法体系用語の解説、労働安全衛生法を始め関係規則等の改正などについて、また、弁護士からは判例を基にした具体的な事例や法的責任と安全配慮義務等の解説から法律の適用まで、建設業の労働安全衛生に係わる関係法令について体系的に研修するとともに、法的な考え方の理解を深めることを目的としています。

第22回	平成24年　11月　5日～11月　8日	3泊4日　CPDSユニット数27P 登録番号161031	税込合計金額 98,070円

☆☆平成18年3月以前の新CFT講座修了者でリスクアセスメント科目未受講の方へ…

職長・安全衛生責任者教育講師のためのリスクアセスメント研修

この研修は、平成18年3月以前に「職長・安全衛生責任者教育講師養成講座（新CFT講座）」を受講した方を対象に、建設現場に潜在する労働災害発生の芽（リスク）を、事前に排除又は低減させるため、リスクアセスメント（危険性又は有害性等の調査）の実施に必要となる危険性の洗い出し、リスク評価やリスクの低減措置等を、現場の中心的な担い手となっている職長及び安全衛生責任者に教育することができる講師を養成することを目的としています。

第33回	平成25年　1月15日～ 1月16日	1泊2日　CPDSユニット数11P 登録番号160982	税込合計金額 30,000円
第34回	平成25年　3月18日～ 3月19日	1泊2日　CPDSユニット数11P 登録番号160983	税込合計金額 30,000円

※この他にも各種講座を開催いたしております。詳しくはホームページをご覧ください。

申込方法：事前に空き状況を電話にて確認のうえ、所定の申込書でFAX又は郵送にてお申込みください。

申込・問合わせ先：**建設業安全衛生教育センター**

TEL 043－486－1321　**FAX** 043－486－7341

ホームページ　http://www.kensaibou.or.jp/

※1　都合により、講座日程に変更が生ずる場合もあります。

※2　詳しくはホームページをご覧ください。また、講座案内をご希望の方は申込・問合わせ先までご連絡ください。

健康管理
コーナー

働く人のメンタルヘルス（その３）
―お酒との上手なつきあい方―

横浜労災病院　勤労者メンタルヘルスセンター長　山本　晴義

1 適量のお酒は気分を開放

「○○がない人生なんてつまらない」、これを読んでくださっている皆さんは、○○の中に何をあてはめますか？仕事、趣味、恋愛……などさまざまな答えが入ると思います。中には、お酒と答える人もいらっしゃるかもしれません。特に、働く男性にとって、アルコールは切っても切り離せない存在ということが多いものです。お酒を飲むと、ふんわり気持ちが軽くなって、それまでの疲れやストレスに凝り固まった心もほぐれていく感覚が味わえるかもしれません。それは脳内で楽しさや心地よさといった感情を生み出す「ドーパミン」という神経伝達物質の分泌が促されるためです。ドーパミンは、何か興味のあることをしているときなど楽しいと感じるときに分泌される脳内物質ですが、アルコールによっても分泌が促されます。適量であれば、お酒は気分を開放してくれるよい方法です。

しかし、ストレスの発散や不眠を解消とする手段として、つまり薬のような効果を期待して飲み続けると、酒量が増え、依存症になるリスクが高まります。

また、世間的にも、以前より飲酒に対するマナーが厳しくなっていることも無視できません。最近では、福岡市で酒に酔った市の職員２人が暴行と傷害容疑で相次いで逮捕されたことを受けて、１ヵ月間職員が自宅外で飲酒することを禁じたというニュースも話題になりました。これは異例のことですが、飲酒行為自体を重くみるようになった証ではないでしょうか。

さきほど、ストレス発散や不眠を解消するために飲酒をするとよくないと言いましたが、特に、眠れないからといって飲酒をすることはおすすめしません。

確かにアルコールは寝つきをよくする効果はありますが、途中で起きてしまうことも多く、結局、眠りが浅くなる可能性も高いといえます。よく、薬は習慣化するから怖いといって睡眠薬を飲まない人がいますが、薬よりも飲酒を習慣化させてしまうほうが問題でしょう。習慣性がついて服用量が増えていくような睡眠薬は現在ではほぼ使われておらず、眠れずに飲酒するぐらいなら睡眠薬をきちんと使用した方が不眠の改善に役立つと考えられます。

2 心の健康相談

ビジネスマンにとってつきあいの深い飲酒問題。今回も、私のメール相談に送られた事例をご紹介していきます。

アルコールに依存する夫を心配する妻からのメール相談

【相談メール①】

昨年末に夫の勤務する会社の親会社の経営が悪化し、夫の会社でも早期退職やリストラなどの措置がとられました。夫は幸いなことに、会社に残ることはできましたが、組織は大幅に変更になり、夫の職場は親会社から来た人たちばかりになってしまいました。親会社といっても、会社のカラーが全く違いますし、仕事内容も今までとは違ったものになったせいで、仕事がつまらない、人と合わない、会社に行きたくないと言いだすようになりました。

また、以前からお酒好きではありましたが、最近それがひどくなり、今では毎日７－８本（500ml）のビールを欠かさず飲むようになっています。暴力こそ振るわないものの、精神的なコントロールができなくて、私や子どもにまで暴言を吐くようになってしまいました。

この１週間は、仕事も休みがちになり、時間的観念が薄れてきているようで、深夜まで飲酒して寝る

のは朝方という日もあります。

夫はいわゆるアルコール依存症になってしまったのでしょうか。治療が必要なのだろうと思いますが、どこへ行けばよいか分からず困惑しています。

【返信メール①】

メール拝見しました。ご主人の健康状態のこと大変心配です。実際に診察していませんので、正確なことは言えませんが、困った状況（アルコール依存症）にある可能性が強いでしょう。

アルコール依存症は基本的には、依存症を専門にしている医療機関で断酒に向けて、健康教育を受けることが必要で、そのためには入院治療も必要になります。まずは、早めに都道府県の精神保健福祉センターか地元の保健所の精神保健担当に相談してください。次の「こころの耳」（http://kokoro.mhlw.go.jp/）に、精神保健福祉センターなどの連絡先や、アルコール依存症に対するQ& Aに事例が載っております。参考にしてください。

【解説と対策】

3 アルコール依存対策

アルコール依存症は、生活に実害がでるほどアルコールに対する強い渇望感が生じる病気です。いけないとわかっていながら、1日中アルコールを飲み、意思でコントロールができません。

ストレスや悩みの逃げ道から飲酒が始まり、酒量が増え、「ブラックアウト」（記憶欠落）や酒が切れると「離脱症状」（不快感、いらいら、手足のふるえなど）などの症状が現れます。

軽度の依存であれば、家族や周りの協力を得ながら断酒の継続をしていくことで改善しますが、一般的には、自分の意思だけで断酒は困難です。断酒が困難なのは単に意思が弱いということではなく、アルコールという薬物の依存性の問題でもあり、本人の生育上の問題なども関係してくる病気だからです。いったん断酒しても、ストレスやプレッシャーなどのきっかけがあると簡単に再飲酒に陥ってしまいます。

治療の過程では、断酒会や自助グループへの参加も有効です。また、深刻な身体症状が出ている場合や危険な問題行動が目立つ場合は入院治療も考慮します。

アルコール依存に関するメール相談はいつでも一定数あり、相談内容も深刻なレベルのものが多くみられます。また、精神疾患の中でも罹患率が高く、各人の性格や意思にかかわらずだれでもかかる可能性がある病気です。また、うつ病との合併は頻度が高く、アルコール依存症にうつ症状がみられる場合や、うつ病が先で後から依存症になる場合などいくつかのパターンに分かれます。アルコールと自殺も強い関係があり、自殺した人の3分の1は直前に飲酒しています。

これを読んで、危機感を覚え、酒量を減らしてみようと考えた方は、あいまいな目標ではなく具体的な目標をたててみましょう。例えば、1日または1週間に飲む日数、または杯数を決める方法です。個人的には、飲酒量を減らすよりも、飲酒日数を減らす目標の方が達成しやすいように思います。また、飲酒に関する記録をつけて、目標達成できたら自分にご褒美を与える方法もやる気があがります。また、“有言実行”の方がより効果的です。自分一人で誓うのではなく、誰か身近な人に禁酒や節酒をすると公言してしまうことがポイントです。

気軽で身近な存在だからこそ気をつけなければならないのが飲酒の問題です。

■アルコール依存症セルフチェック

□飲酒量を減らさなければならないと感じたことがある
□他人があなたの飲酒を非難するので気に障ったことがある
□自分の飲酒について悪いとか申し訳ないと感じたことがある
□神経を落ち着かせたり、二日酔いを治すために「迎え酒」をしたことがある

4項目のうち1項目でも当てはまればアルコール問題の可能性があり、いままでの生涯で2項目以上が当てはまれば、アルコール依存症の危険性があります。

資料：CAGE「アルコール依存症スクリーニングテスト」をもとに改変して作成

●プロフィール
横浜労災病院勤労者メンタルヘルスセンター長
山本　晴義
主な著書：「ストレス一日決算主義」（NHK出版、生活人新書）
「メンタルヘルス対策の本」（労働行政）
「メンタルサポート教室」（新興医学出版社）
「働く人のメンタルヘルス教室」（新興医学出版社）　など

Q&A 「全建統一様式の改訂」について

Q 全建統一様式に社会保険への加入状況を記載することになると聞きますが、様式はどのように改訂がなされるのですか教えてください。

A 国土交通省は、学識経験者から構成する「建設産業戦略会議」を設置し、平成23年6月に「建設産業の再生と発展のための方策2011」を公表しました。その中で、建設技能労働者の雇用環境の改善という課題への対策の一つとして、社会保険未加入企業の排除が提示されています。

より具体的には、元請業者は、社会保険加入の取組みを下請業者（＝専門工事業者）及び現場作業員に浸透させるため、工事現場での周知とともに、元請業者の協力会等を通じ専門工事業の社会保険加入状況の把握に努め、加入を促すことが求められています。また、専門工事業者は、現場労働者について、雇用関係か請負関係かを明確に区分し、雇用関係にある労働者についての保険加入を徹底することが求められています。

このため、施工体制台帳、再下請負通知書、作業員名簿に保険加入状況を記載することとなりました。

ご質問の「全建統一様式」は、これに合わせ、現在、「一般社団法人 全国建設業協会」において、次表（様式の記載例を掲載）のような改訂がなされ頒布されています。改訂された「全建統一様式」は、このほかに、工事安全衛生計画書等にリスクの見積もり欄を設けるなどの改訂もなされています。

頒布等につきましては、「一般社団法人 全国建設業協会（中央区八丁堀２-５-１　03-3551-9396）」にお問い合わせください。

当協会発行テキストについても、「全建統一様式」を掲載している箇所がありますので、増刷り等の際に随時改訂していくこととしています。

なお、建設業法施行規則14条の２、14条の４が改

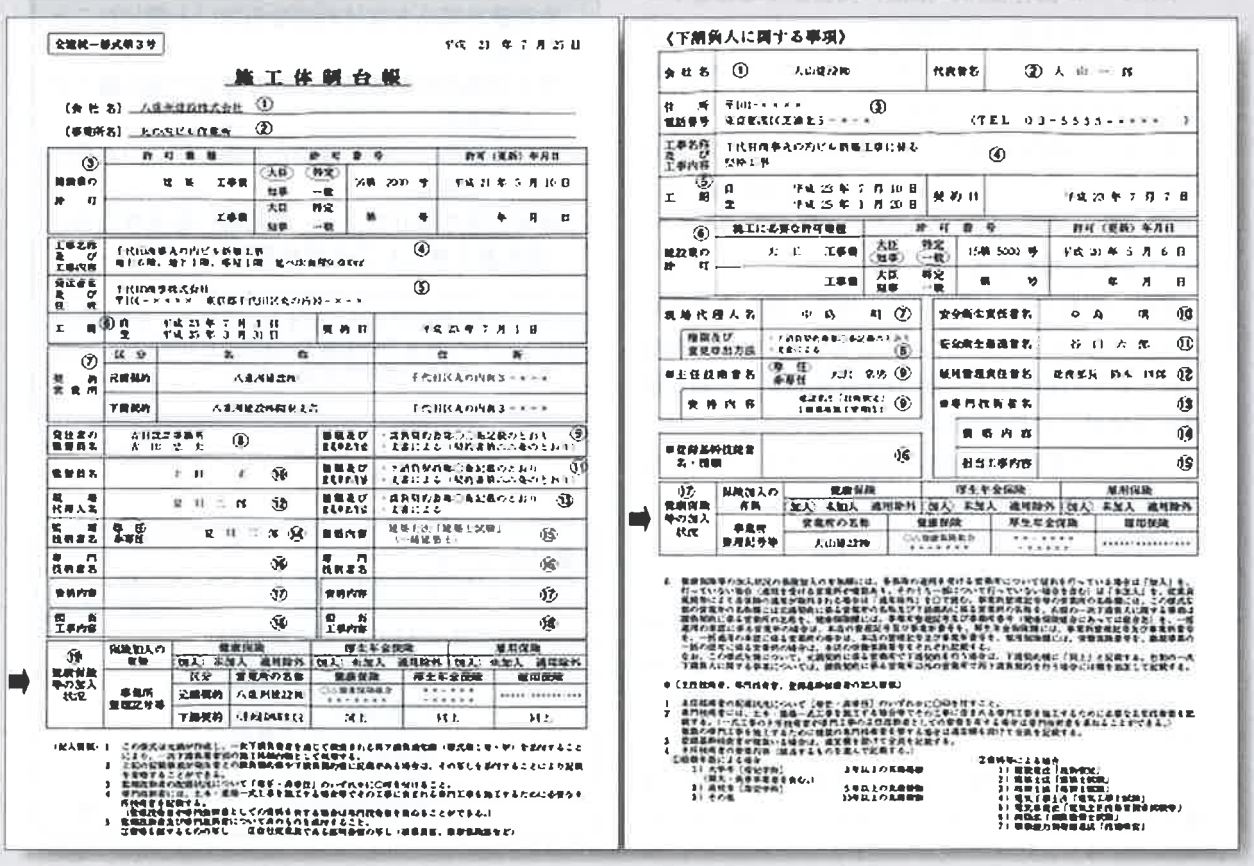
全建統一様式第３号

施工体制台帳

〈下請負人に関する事項〉

全建統一様式第１号－甲

（一次下請負業者）

平成 23 年 8 月 9 日

再下請負通知書（変更届）

直近上位の元請名 八重洲建設株式会社 ①
現場代理人名（所長名） ② 夏 川 二 郎 ㊞

③	元請名称	八重洲建設株式会社

【報告下請負業者】 ④
〒101－××××
住所 東京都港区芝浦ふ－×－×
TEL 03－555－××××
FAX 03－555－××××

会社名 大山建設株式会社
代表者名 大 山 一 郎 ㊞

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容	千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事 ⑤		
工期	⑥自 平成 23 年 7 月 10 日 至 平成 25 年 1 月 20 日	注文者との契約日	平成 23 年 7 月 7 日

建設業の許可 ⑦	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	大工 工事業	大臣 知事 ／ 特定 一般 ／ 15 般 5000 号	平成 20 年 5 月 6 日
	工事業	大臣 知事 ／ 特定 一般 ／ 第 号	年 月 日

監督員名	⑧中 島 明	安全衛生責任者名	⑬ 中 島 明
権限及び意見申出方法	⑨ 下請負契約書第○条記載のとおり 文書による	安全衛生推進者名	⑭ 谷 口 六 郎
現場代理人名	⑩中 島 明	雇用管理責任者名	⑮ 総務部長 鈴木 四郎
権限及び意見申出方法	⑪ 下請負契約書第○条記載のとおり 文書による	※専門技術者名	⑯
※主任技術者名	⑫ 専任 非専任 大 沢 常 男	資格内容	⑯
資格内容	その他 10年以上の実務経験	担当工事内容	⑰
※登録基幹技能者名・種類	⑱		

⑲ 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 / 健康保険 / 厚生年金保険 / 雇用保険		
		大山建設株式会社	○○健康保険組合 ××－××××	××－×××× ××－××××

（記入要領）
1 総合下請負業者の直近上位の注文者に提出すること。
2 再下請負契約がある場合は、《再下請負契約関係》欄（当用紙の右部分）を記入するとともに、次の契約書類（全部証明）の写しを全ての扉単位について提出する。なお、再下請が複数ある場合は、《再下請負契約関係》欄をコピーして使用する。
①請負契約書、（注文書・請書等）②請負契約書
3 一次下請負業者は、二次下請負業者以下の業者から提出された書類とともに様式第１号－乙に準じた下請負業者編成表を作成の上、元請に提出すること。
4 この記入事項に変更があった場合は速やかに再提出すること。
5 健康保険等の加入状況の記載欄には、各保険の適用を受ける営業所について証明を行っている場合は「加入」を、行っていない場合（適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合も含む）は「未加入」を、民間共済制度等による保険の適用が除外される場合は「適用除外」を○で囲む。事前申請

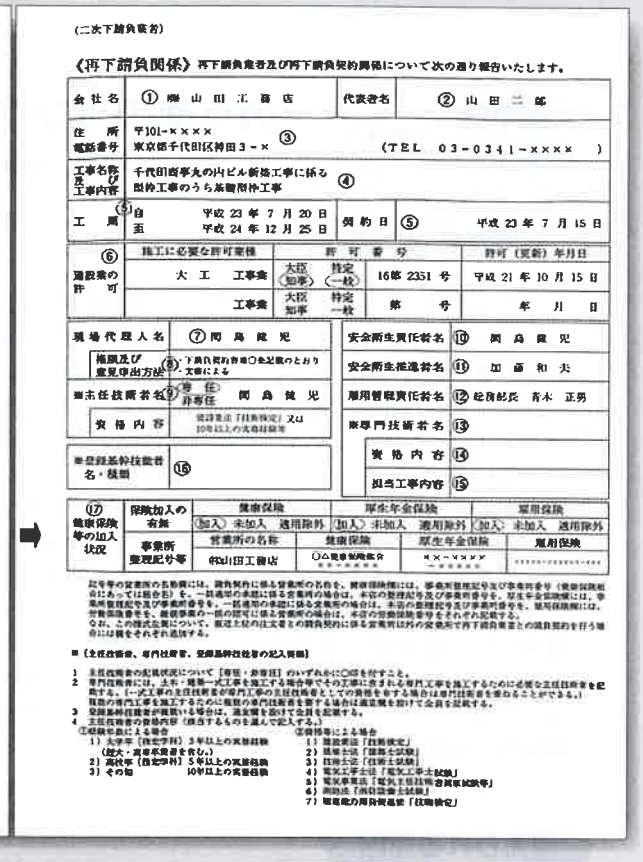

（二次下請負業者）

《再下請負関係》 再下請負業者及び再下請負契約内容について次の通り報告いたします。

会社名	① 柳 山 田 工 務 店	代表者名	② 山 田 二 郎
住所 電話番号	〒101－×××× 東京都千代田区神田３－× ③		（TEL 03－0341－×××× ）
工事名称及び工事内容	千代田商事丸の内ビル新築工事に係る型枠工事のうち基礎型枠工事 ④		
工期 ⑤	自 平成 23 年 7 月 20 日 至 平成 24 年 12 月 25 日	契約日	⑤ 平成 23 年 7 月 15 日

⑥ 建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	大工 工事業	大臣 知事 ／ 特定 一般 ／ 16 般 2351 号	平成 21 年 10 月 15 日
	工事業	大臣 知事 ／ 特定 一般 ／ 第 号	年 月 日

現場代理人名	⑦ 岡 島 能 児	安全衛生責任者名	⑩ 岡 島 能 児
権限及び意見申出方法	⑧ 下請負契約書第○条記載のとおり 文書による	安全衛生推進者名	⑪ 加 藤 和 夫
※主任技術者名	⑨ 専任 非専任 岡 島 能 児	雇用管理責任者名	⑫ 総務部長 青木 正男
資格内容	建設業法「技術検定」及び10年以上の実務経験等	※専門技術者名	⑬
※登録基幹技能者名・種類	⑭	資格内容	⑭
		担当工事内容	⑮

⑰ 健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外	加入 未加入 適用除外
	事業所整理記号等	営業所の名称 / 健康保険 / 厚生年金保険 / 雇用保険		
		柳山田工務店	○△健康保険組合 ××－×××× ××－××××	××－×××× ××－××××

記号等の営業所の名称欄には、調査契約に係る営業所の名称を、健康保険欄には、都道府県単位又は全国単位の健保組合によって組合名）を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、厚生年金保険には、事業所整理記号及び事業所番号を、一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を、雇用保険には、労働保険番号を、被保険者の一部の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号とそれぞれ記載する。なお、この様式を用いて、既に上位の注文者との調査契約に係る営業所以外の変更用で再下請負業者との調査契約の全てを行う場合には省略することができる。

■（主任技術者、専門技術者、登録基幹技能者の記入要領）
1 主任技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印を付すこと。
2 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を置する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
3 登録基幹技能者が配置いる場合は、適宜欄を設けて全員を記載する。
4 主任技術者の資格内容（該当するものを選んで記入する。）
①建設業法による場合
1）大学卒（指定学科）3年以上の実務経験
（短大・高等卒業者を含む。）
2）高校卒（指定学科）5年以上の実務経験
3）その他 10年以上の実務経験
②資格等による場合
1）建設業法「技術検定」
2）監理士法「監理士試験」
3）技術士法「技術士試験」
4）電気工事士法「電気工事士試験」
5）電気事業法「電気主任技術者資格試験等」
6）測量法「測量士試験」
7）建築士の業務に関する法「技術検定」

全建統一様式第５号－別紙

元請確認欄

提出日 平成23年７月18日

社会保険加入状況

（平成23年７月15日作成）

事業所の名称 八重洲建設株式会社大山内ビル作業所
所長名 夏 川 二 郎 ㊞
一次会社名 大山建設株式会社 ㊞
（二次）会社名 株式会社山田工務店 ㊞

番号	ふりがな / 氏名	社会保険 健康保険	年金保険	雇用保険
1	まじま けんじ / 岡 島 能 児	○○健康保険組合 ××××	厚生年金	××××－×
2	あきた いちろう / 秋 田 一 郎	○○健康保険組合 ××××	厚生年金	××××－×
3	ふくしま しろう / 福 島 四 郎	○○健康保険組合 ××××	厚生年金	××××－×
4	いわて じろう / 岩 手 二 郎	○○健康保険組合 ××××	厚生年金	××××－×
5	やまがた しんいち / 山 形 信 一	○○健康保険組合 ××××	厚生年金	××××－×
	以下略			

正され、平成24年11月から施工体制台帳等に、特定建設業者及び下請業者の健康保険等の加入状況の記載が必要になり、また、下請業者が健康保険等の加入状況を特定建設業者に通知することになりました。

国土交通省の「建設産業戦略会議」は平成24年７月に、「建設産業の再生と発展のための方策2012～「方策2011」を実現し、東日本大震災を乗り越え未来を拓く～」を取りまとめ提言しています。その方策には、①人を大切にする施工力のある企業が『優良な建設企業』として評価されること、②震災復旧・復興工事を進める被災３県の労働災害の増を踏まえ、その発注者は、工事施工に伴う労働災害等の発生を防止するための、工事条件に応じた安全管理の徹底を図ることが必要であること、③技能基幹労働者等の確保・育成（講習科目は安全管理を含め構成されている）など、様々な方策をまとめていますことを、その実現のためこの場をおかりしてご紹介します。

おわりに、すべての建設活動の原点は、働く者を大切に、安全最優先活動です、引く続き、適正な労務管理、安全衛生管理活動の積極的な推進をお願いいたします。

本文作成にあたり引用・参考にした資料：

- 国土交通省 土地・建設産業局　平成24年５月１日「建設業法施行規則の一部を改正する省令」及び「建設業法第27条の23第３項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示」について
- 国土交通省 建設産業戦略会議「建設産業の再生と発展のための方策2011」、「建設産業の再生と発展のための方策2012」
- 全建ジャーナル　2012　８月号「全建統一様式の改訂について」
- 全管連ジャーナル　2012　７月号「社会保険未加入問題への対策について」
- 全管連ジャーナル　2012　８月号「建設産業における社会保険加入の徹底について」

災害事例に学ぶ　墜落

のり面のコンクリート吹き付け作業中、墜落

●工事の種類：林道改良工事　●職種：土工　●起因物：用具

発生状況

この災害は、林道改良工事において、林道脇の高さ約9m（こう配約90度）ののり面でコンクリート吹き付け作業を行っているときに発生した。当日、被災者は、作業のため安全帯を着用し、のり面の上から垂らした親綱（直径8mm、長さ20m）に安全帯のロリップを取り付けた。さらに吹き付け用ホースに巻き付けたロープの端を安全帯に結び、のり面の最上部まで登った後、ロリップ下の親綱に結び目をつくって安全帯のフックをかけロリップを外した。その後、吹き付け用ホースを引き上げてのり面への吹き付け作業を始めた。作業を開始して数分後、親綱から安全帯のフックが外れて路面に墜落した。被災者が安全帯のフックを親綱にかけた際、フックの外れ止めは親綱を挟んだ状態で、完全にかかっていなかったため、フックに体重をかけて作業をするうちにフックが親綱から外れたものだった。

災害発生状況図

考えられる原因

不安全行動	・親綱に安全帯のフックの外れ止めを完全にかけていなかった。 またこのときロリップを外していた。
不安全状態	・安全帯のフックの外れ止めが親綱を挟んだ状態で完全にかかっていなかった。
管理上の原因	・職長は、こう配の急なのり面で墜落の危険が大きい作業であるにもかかわらず作業手順を明確に決めていなく、安全帯の適切な使用について指導していなかった。（安全帯は傾斜面用のものではなかった。）

再発防止のポイント

●職長は、作業者に対して次の事項を指示、指導するとともに実施を確認する。
- ・高所ではロリップを外さないこと
- ・親綱への安全帯のフックのかけ方、フックの外れ止めが適正な状態か確認すること
- ・近くにいる作業指揮者や共同作業者と声をかけ合い、確認し合うこと

●職長は、こう配が急なのり面での作業方法、手順を定めて作業員に周知する。また親綱の取り付け方法、安全帯やロリップ等の適正な取り扱いについて作業員に指導徹底する。

（出典：安全衛生情報センター）

主な関係法令

●安衛則第518条第2項（作業床の設置等）

事業者は、作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に安全帯を用させる等墜落による労働者の危険を防止ための措置を講じなければならない。

●第520条（安全帯の使用）

労働者は、安全帯の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

●第521条（安全帯等の取付設備等）

Clean, Health, Safety
KOKEN

「高・シンクロ」
BSFS搭載
小型軽量な
ブレスリンク
ブロワーマスク登場

サカエ式
BL-1005

軽量・薄型バッテリーを内蔵し、首への負担を軽少化
マイティミクロンフィルター採用
会話を明瞭にする伝声器内蔵

漏れ率/等級：S級(0.1%以下)
フィルタの粒子捕集効率/等級：PL95(95%以上)

電動ファン付き呼吸用保護具 JIS T 8157:2009 準拠 標準形/通常作業用

興研株式会社 安全衛生ディビジョン
〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地 TEL.03-5276-1911(大代表) FAX.03-3265-1976
http://www.koken-ltd.co.jp

「コスモス認定」説明会のご案内

無料

建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の「コスモス認定」の説明会を開催します。コスモス認定の制度や認定申込み時に必要な書類等のご説明をします。また、説明会の閉講後に、個別相談の時間を設けています。「どんなものか？とりあえず聞いてみよう。」という方も歓迎です。

開催日及び会場等

1．東京会場
日時：平成24年11月20日（火） 午後1時30分から午後5時
（受付開始：午後1時）
会場：建設業労働災害防止協会 会議室
（東京都港区芝5－35－1 産業安全会館7階）

2．大阪会場
日時：平成24年11月30日（金） 午後1時30分から午後5時
（受付開始：午後1時）
会場：大阪建設会館 6階会議室
（大阪府大阪市中央区北浜東1－30）

受講料

無料（資料を含む。ただし、申込みをされて受講いただけなかった方には、資料等はお渡しできません。）

受講対象者

安全衛生担当者、企業管理者、工事発注担当者等

定員

24名（東京会場）、40名（大阪会場）
（定員になり次第締め切らせていただきます。）

【カリキュラム】

13：30～13：35（5分）	開講挨拶
13：35～14：30（55分）	コスモス認定制度の解説
14：30～14：40（10分）	休憩
14：40～15：40（60分）	コスモス認定基準と提出書類の解説
15：40～16：10（30分）	質疑応答
16：10～16：15（5分）	閉講挨拶
16：15～17：00（45分）	個別相談

申込方法

受講のお申し込みは、所定の「受講申込書」によりファックスか郵送で下記にお送りください。「受講申込書」は、当協会のホームページに掲載されています。

建設業労働災害防止協会 コスモスセンター 東京都港区芝5－35－1 産業安全会館7階
TEL 03－3453－1306 FAX 03－3453－0992

平成24年度埼玉県下一斉パトロールを実施！

建災防埼玉県支部は平成20年度より実施している「リスク先取り推進運動 埼玉」の強調月間の一環として9月3日（月）、埼玉労働局および県下８労働基準監督署と連携のもと、県下約68建設現場に対する一斉パトロールを実施した。このパトロールは、安全意識の高揚を図り、重大な災害に結びつく危険の芽を事前につみ取ることにより、死亡災害の撲滅と労働災害の着実な減少を図ることを目的として行われている。

平成24年度は、北里第一三共ワクチン㈱が北本市に建設を進めている「新ワクチン研究生産棟建設工事」（施工：大成建設㈱関東支店・村田支店長）に対して、安藤よし子埼玉労働局長・真下恵司埼玉県支部長による公開パトロールを実施した。

当日は、残暑厳しい天候の中でパトロールに先立ち、安藤局長から約400人の作業関係者に対し、「本年、県下での建設業の労働災害による死亡者数は11名と急激に増加している。そのような状況に危機感を持って対応している。」また、「決められたルールや手順を守ることは皆様方にとって重要な役割です。これまでの貴重な経験を生かして危険の芽を摘むリスクの先取りを作業の中で活かしてもらいたい。」と述べた。

続いて、大成建設㈱本社の鈴木敏彦安全本部安全部長から作業リスクなどを排除する重要性を指摘したうえで「作業員同士が声を掛け、コミュニケーションを図り、仲間が災害に遭わないよう災害・事故を未然に防いで欲しい、一人も傷ついて欲しくない。」と激励した。

その後、岡崎秀樹作業所長から工事概要の説明を受けた後、設定されたルートの場内パトロールを実施した。

パトロール終了後、森田富久埼玉労働局健康安全課長から「全体的に整理整頓が行き届いている。今後も熱中症には注意が必要で健康管理には充分配慮して欲しい。」と講評があった。

さらに、真下支部長から「『リスク先取り推進運動 埼玉』を引き続き推進し、墜落災害防止対策を実施･指導しており、我々もそれぞれの現場に戻り、災害の撲滅に取り組みたい。」と決意を新たにし、パトロールを締めくくった。

現場の外観

昼礼風景

あいさつする安藤局長

安全帯装着の点検・確認

パトロール中の安藤局長（中央左）、真下支部長（中央右）、村田支店長（右）

正副会長会の開催

正副会長会が９月20日（木）、東京都港区の東京プリンスホテルで開催された。

会議では、同日開催の第131回常任理事会の提出議題について報告された。

第131回常任理事会
あいさつする錢高会長

第131回常任理事会の開催

第131回常任理事会が９月20日（木）、東京プリンスホテルにて開催された。

常任理事会では、理事の追認に関する件について審議し、全会一致で承認された。引き続き、「労働災害防止団体改革検討専門委員会報告書」に係る要請に対する検討状況等、第６次建設業労働災害防止５ヵ年計画の目標達成見込みおよび第49回全国建設業労働災害防止大会の開催について報告された。

本部だより

平成24年4月～8月

	（主な会議、行事）
4月	
5日	○第25回自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座（63名）
10日	○第2回酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座（20名）
11日	○第7回熱中症予防指導員研修講師養成講座（48名）
12日	○第49回全国大会第2回安全衛生教育部会
17日	○広報企画委員会
	○第49回全国大会式典部会
18日～20日	○安全管理士合同研修会
26日	○第25回低圧電気取扱業務特別教育講師養成講座（72名）
	○震災支援事業各支援センター所長・事務担当者会議
27日	○第19回丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座（72名）
28日	○台湾「中華民国工業安全衛生大会」主催安全衛生大会に参加（4/26～4/29）
5月	
8日	○第３回酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座（71名）
	○監事監査
	○第１回建設工事における熱中症対策と保護具等の活用等に関する調査研究委員会
9日	○第71回振動工具取扱作業管理者講習（68名）
11日	○COHSMS認定審査会
16日	○第45回石綿取扱い作業従事者特別教育講師養成講座（67名）
17日	○第８回熱中症予防指導員研修講師養成講座（41名）
	○COHSMS認定交付式（2社）
18日	○第３回斜面掘削工事における土砂崩壊防止対策マニュアル作成委員会
21日	○COHSMS評価者養成研修（5/21～5/25）
28日	○正副会長会、第130回常任理事会、第130回理事会、第50回総代会
29日	○第68回現場管理者統括管理講習講師養成講座（52名）

	（主な会議、行事）
6月	
7日	○東日本大震災復旧復興工事安全推進本部会合
12日	○第20回丸のこ等取扱い作業従事者教育講師養成講座（71名）
	○コスモス認定取得準備セミナー・福岡（30名）
13日	○第22回巻上げ機（ウインチ）特別教育講師養成講座（57名）
14日	○第９回熱中症予防指導員研修講師養成講座（40名）
21日～22日	○中央職員研修会
25日	○安全衛生表彰委員会
7月	
2日	○安全祈願祭
5日	○第10回熱中症予防指導員研修講師養成講座（33名）
6日	○厚生労働大臣表彰中央表彰授与式
10日	○広報企画委員会
11日	○COHSMS認定審査会
12日	○広報編集委員会
17日	○第4回酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育講師養成講座（67名）
19日	○第26回自由研削砥石（グラインダ）特別教育講師養成講座（63名）
23日	○顕彰基金運営委員会
24日	○コスモス認定取得準備セミナー・北海道（13名）
25日	○第26回低圧電気取扱業務特別教育講師養成講座（69名）
	○COHSMS認定証交付式（2社）
26日	○第12回ローラー特別教育講師養成講座（42名）
30日	○建設業における熱中症対策と保護具の活用等に関する調査研究委員会実態調査（２現場）
30日～31日	○第17回安全管理者選任時研修（建設業）（29名）
31日	○第57回参与会
8月	
2日～8日	○建設業における熱中症対策と保護具の活用等に関する調査研究委員会実態調査（5現場）
20日	○COHSMS認定審査会
30日	○COHSMS認定証交付式（3社）

災害統計　死亡災害38人増〈24.5%〉死傷災害189人増〈2.5%〉

■業種別死傷災害発生状況（死亡災害および休業４日以上）（平成24年7月末現在）

業種＼年別・項目	平成24年（1月～7月） 死傷者数（人）	構成比（%）	平成23年（1月～7月） 死傷者数（人）	構成比（%）	対23年比較 増減数（人）	増減率（%）
全産業	39,247 (127)	100.0	37,684	100.0	1,563	4.1
建設業	7,663 (115)	19.5	7,474	19.8	189	2.5
製造業	8,606 (4)	21.9	8,281	22.0	325	3.9
鉱業	81	0.2	96	0.3	−15	−15.6
交通運輸業	804	2.0	795	2.1	9	1.1
陸上貨物運送事業	4,773 (0)	12.2	4,599	12.2	174	3.8
港湾荷役業	94	0.2	93	0.2	1	1.1
林業	708	1.8	747	2.0	−39	−5.2
その他	16,518 (8)	42.1	15,599	41.4	919	5.9

（注）1.平成23年の数値については、東日本大震災を直接の原因とするもの1,037名を除いている。
2.平成24年の死傷者数の（ ）は、震災の復旧・復興に関する人数。

■業種別死亡災害発生状況（平成24年8月7日現在速報値）

業種＼年別・項目	平成24年（1月～7月） 死亡者数（人）	構成比（%）	平成23年（1月～7月） 死亡者数（人）	構成比（%）	対23年比較 増減数（人）	増減率（%）
全産業	538 (7)	100.0	496	100.0	42	8.5
建設業	193 (6)	35.6	155	31.3	38	24.5
製造業	103 (0)	19.1	101	20.4	2	2.0
鉱業	5	0.9	6	1.2	−1	−16.7
交通運輸業	6	1.1	8	1.6	−2	−25.0
陸上貨物運送事業	77 (0)	14.3	61	12.3	16	26.2
港湾荷役業	6	1.1	5	1.0	1	20.0
林業	20	3.7	21	4.2	−1	−4.8
その他	128 (1)	23.8	139	28.0	−11	−7.9

（注）1.平成23年の数値については、東日本大震災を直接の原因とする死亡災害を除いている。
2.平成24年の死亡者数の（ ）は、震災の復旧・復興に関する人数。

■建設業における死亡災害の発生状況（平成24年8月7日現在）

都道府県名＼年別	24年1月～7月計	23年1月～7月計	対前年比較
北海道	12	4	8
青森	4	3	1
岩手	3	5	−2
宮城	5	6	−1
秋田	1	2	−1
山形	5	1	4
福島	4	6	−2
茨城	5	4	1
栃木	2	5	−3
群馬	0	2	−2
埼玉	9	2	7
千葉	8	3	5
東京	17	11	6
神奈川	6	13	−7
新潟	4	4	0
富山	2	2	0
石川	1	2	−1
福井	2	2	0
山梨	0	1	−1
長野	4	1	3
岐阜	0	5	−5
静岡	7	2	5
愛知	9	4	5
三重	2	2	0
滋賀	3	3	0
京都	2	1	1
大阪	9	8	1
兵庫	11	7	4
奈良	4	0	4
和歌山	1	1	0
鳥取	2	0	2
島根	1	2	−1
岡山	9	0	9
広島	3	4	−1
山口	3	3	0
徳島	2	2	0
香川	5	2	3
愛媛	1	3	−2
高知	2	1	1
福岡	8	9	−1
佐賀	1	0	1
長崎	3	2	1
熊本	2	2	0
大分	6	4	2
宮崎	0	2	−2
鹿児島	3	3	0
沖縄	0	4	−4
合計	193	155	38

編集後記

◉今月号の安全衛生講座は、「屋外アーク溶接作業の粉じんばく露防止対策」を取り上げました。それによると、今後は、屋内作業はもとより屋外作業でも呼吸用保護具の使用が義務づけられました。ご一読ください。

◉留守中に侵入する“空き巣”就寝中に侵入する“忍び込み”一般的に呼ばれる「ドロボー」の犯罪は、一般住宅だけでも年間7.8万件、犯罪全体では13.6万件（届出数字）起きています。その被害にあった中の約４割が鍵の掛かっていない家だったことが分かっています。金目のものだけこっそり盗んで、ドアや窓をきちんと閉めて出て行かれるとしばらくはドロボーにあったことに気がつきません。大切なことは日頃からドロボーの侵入を未然に防ぐことこそが重要です。防犯のためのキーワードは、「音・光・時間・人の目・通報」の5つ、侵入しようとしたらブザーが鳴ったり、ライトが点いたり、ドアや窓に補助錠が付き侵入に時間が掛かりそうな家はドロボーは避けます。普段からご近所の人たちとのコミュニケーションも大切な地域の防犯対策となっています。（リエールから）（T.S）

がんばろう　東北！　がんばろう　日本！

TSUYORON

フルハーネス安全帯にツインランヤード誕生!

TWIN-LANYARD

フルハーネス安全帯

R-502-DZ1

ランヤード2本タイプ ショックアブソーバ付

FUJII DENKO

●商品についてのお問い合わせは、TEL 0795-48-3360 http://www.fujii-denko.co.jp 〒679-0295 兵庫県加東市上滝野 1573-2

建設の安全／昭和43年８月16日・第三種郵便物認可・月刊（毎月１日発行）／平成24年10月１日発行・第487号
発行所　建設業労働災害防止協会　東京都港区芝５－35－１（郵便番号108-0014）電話 03(3453)8201
定価232円（消費税含む）・送料68円（会員購読料は会費の中に含む）

建設共済とともに歩き、ともに築く。

●建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
●元請・下請問わず無記名で補償。
●元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
●企業の諸費用部分も補償。
●事業主（契約者）への速やかな支払い。
●経営事項審査において15点の加点。

建設共済
法定外労災補償制度

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団
（厚生労働省・国土交通省共管）
〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル
■ 取扱機関：各都道府県建設業協会

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業
被災者（死亡および身体障害・傷病3級以上）の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは | Tel.03-3591-8451 | http://www.kyousaidan.or.jp/